

FIT 海外旅行保険 普通保険約款 および 特約

ご契約された FIT 海外旅行保険には、海外旅行保険普通保険約款のほか、次の特約が付帯されます。今一度お確かめください。

特約名称	付帯される場合
☐ 戦争危険等免責に関する一部修正特約 ☐ 保険期間延長の追加保険料支払に関する特約 ☐ 通信販売に関する特約	すべてのご契約に付帯されます。
☐ 傷害死亡保険金支払特約 ☐ 傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型） ☐ 疾病死亡保険金支払特約 ☐ 治療・救援費用補償特約 ☐ 疾病に関する応急治療・救援費用補償特約 ☐ 賠償責任危険補償特約 ☐ 携行品損害補償特約 ☐ 通貨盗難補償特約 ☐ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 ☐ 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約 ☐ 航空機遅延費用等補償特約 ☐ 旅行変更費用補償特約 ☐ 留守宅家財盗難補償特約 ☐ クルーズ旅行取消費用補償特約 ☐ 緊急一時帰国費用補償特約 ☐ 賠償責任危険補償特約（長期契約用） ☐ 生活用動産損害補償特約（長期契約用） ☐ 留学継続費用補償特約 ☐ 歯科治療費用補償特約	保険証券に保険金額が表示されている場合に付帯されます。
☐ 指定感染症追加補償特約	「疾病死亡保険金支払特約」または「治療・救援費用補償特約」のいずれかがセットされている場合に付帯されます。
☐ 救援者費用等追加補償特約	「治療・救援費用補償特約」がセットされている場合に付帯されます。
☐ ホームヘルパー雇入費用等補償特約	「治療・救援費用補償特約」がセットされている場合に付帯されます。
☐ 妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約	保険期間が 31 日以内のご契約で「治療・救援費用補償特約」がセットされている場合に付帯されます。
☐ 出国中止費用補償対象外特約	「旅行変更費用補償特約」がセットされている場合に付帯されます。
☐ 一時帰国中補償特約	保険期間が 3 か月以上の契約に付帯されます。
☐ 保険料クレジットカード払特約	保険料をクレジットカードでお支払いいただいた場合に付帯されます。
☐ 保険料電子決済手段に関する特約	保険料を PayPay でお支払いいただいた契約に付帯されます。
☐ 書面省略（申込書）特約	保険証券に「書面省略（申込書）特約」と表示されている場合に付帯されます。
☐ 運動危険等補償特約	保険証券に「運動危険等補償特約」と表示されている場合に付帯されます。

○本冊子掲載の「歯科治療費用補償特約」の補償については、公式サイト等でご案内する「キャッシュレス診療」の対象外となります。

目次

海外旅行保険普通保険約款	3
傷害死亡保険金支払特約	12
傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）	19
疾病死亡保険金支払特約	30
治療・救援費用補償特約	35
疾病に関する応急治療・救援費用補償特約	47
救援者費用等追加補償特約	50
指定感染症追加補償特約	51
ホームヘルパー雇入費用等補償特約	56
妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約	58
歯科治療費用補償特約	59
賠償責任危険補償特約	63
携行品損害補償特約	68
通貨盗難補償特約	74
航空機遅延費用等補償特約	78
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	83
旅行変更費用補償特約	86
出国中止費用補償対象外特約	95
クルーズ旅行取消費用補償特約	96
留守宅家財盗難補償特約	103
留学継続費用補償特約	107
賠償責任危険補償特約（長期契約用）	113
生活用動産損害補償特約（長期契約用）	119
旅行中の事故による緊急費用補償特約	125
一時帰国中補償特約	131
戦争危険等免責に関する一部修正特約	132
運動危険等補償特約	133
緊急一時帰国費用補償特約	137
保険期間延長の追加保険料支払に関する特約	143
保険料クレジットカード払特約	144
保険料電子決済手段に関する特約	146
書面省略（申込書）特約	147
通信販売に関する特約	148

海外旅行保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
い	医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
き	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産は疾病に含みません。
	死亡保険金受取人	この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約が付帯された場合に、それぞれの特約に規定する死亡保険金受取人をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。
	書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
そ	損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
	保険証券	保険契約の成立の証として当会社が交付する電子ファイル（注）および書面をいい、保険契約証を含みます。 （注）当会社が定める電磁的記録をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
り	旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社が保険金を支払わない場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定によります。

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

第3章 基本条項

第5条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）（1）の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関（注）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が治療を受けたこと。
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。
- ⑤ 被保険者と旅行行程を同一にする次のアからエまでに掲げる者のいずれかが入院したと。
 - ア．被保険者の配偶者
 - イ．被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ．被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - エ．被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者

（注）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（4）（3）の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の①から④までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注1）のいずれか早い時までとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注2）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者に対する公権力による拘束
- ③ 被保険者が誘拐されたこと。
- ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

(注1) 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

(注2) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(5) (1)、(3) および (4) の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に生じた保険事故
- ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

第6条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注1）
- ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとしします。
- ④ 保険媒介者（注2）が、(2) に規定する事実について保険契約者または被保険者が告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者（注2）の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ⑤ 保険媒介者（注2）が保険契約者または被保険者に対し、(2) に規定する事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることをすすめた場合。ただし、保険媒介者（注2）の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合を除きます。
- ⑥ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

(4) (2) の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も（1）と同様とします。

第8条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、

その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第9条（保険契約の無効）

（1）次の①または②のいずれかの事実があった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（2）（1）②の規定は、この保険契約に付帯された（1）②の特約の各々が次に該当する場合には適用しません。

- ① 被保険者が保険金の受取人である特約
- ② 被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人である特約（注）

（注）被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限りです。

第10条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第11条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故(注1)の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故(注1)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第14条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。

- ① 変更後の料率(注1)が変更前の料率(注2)よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

$$\text{変更後の料率(注1)に基づき計算した保険料} - \text{変更前の料率(注2)に基づき計算した保険料} = \text{請求する追加保険料}$$

- ② 変更後の料率(注1)が変更前の料率(注2)よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{変更前の料率(注2)に基づき計算した保険料} - \text{変更後の料率(注1)に基づき計算した保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注1) 変更後の保険契約に適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の保険契約に適用された保険料率をいいます。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りします。

- (3) (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。

- ① 変更後の料率(注1)が変更前の料率(注2)よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

変更後の料率（注１）に基づき計算した未経過期間に対応する保険料 − 変更前の料率（注２）に基づき計算した未経過期間に対応する保険料 = 請求する追加保険料

② 変更後の料率（注１）が変更前の料率（注２）よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

変更前の料率（注２）に基づき計算した未経過期間に対応する保険料 − 変更後の料率（注１）に基づき計算した未経過期間に対応する保険料 = 返還する保険料

（注１）変更後の契約条件に適用されるべき保険料率をいいます。

（注２）変更前の契約条件に適用された保険料率をいいます。

（５）（４）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（１）保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第9条（保険契約の無効）（１）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）

（１）第6条（告知義務）（２）、第13条（重大事由による解除）（１）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（２）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

（２）第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \frac{\text{既経過期間に}}{\text{対応する保険料}} = \text{返還する保険料}$$

（３）第13条（重大事由による解除）（２）の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第19条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

項目	確認事項
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項	ア. 事故の原因 イ. 事故発生状況 ウ. 損害または傷害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を計算するための確認に必要な事項	ア. 損害の額（注2）または傷害の程度 イ. 事故と損害または傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項	この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ その他	ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等 ウ. 当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、

当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(1) の確認のための特別な照会または調査の内容		日数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180 日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③	(1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤	(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第19条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(支払通貨および為替交換比率)

(1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注)をもって行うものとします。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

(2) (1) の場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金の支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨(注)が異なる場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨(注)が異なる場合

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社と提携する機関から保険金の支払の対象となる費用の請求を受け、その機関への支払を当社に求めた場合には、当社が、当社と提携する機関に保険金を支払う日の交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

(4) (2) および(3)の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社との間であらかじめ交換比率に関する別段の合意がある場合には、その交換比率により支払通貨

(注) に換算することができます。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第22条（時効）

保険金請求権は、第19条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条（保険契約者の変更）

- （1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第24条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- （1）この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- （2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- （3）保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第26条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

傷害死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
傷害死亡 保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ほ 保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。ただし、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合において、傷害後遺障害保険金の支払の原因となった傷害の直接の結果として、その傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金を控除した残額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- （2）第13条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- （3）第13条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。
ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、

爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金の支払の対象とします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により傷害が重大となった場合
- ② 被保険者が傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により傷害が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害が重大となった場合
- ④ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合

第6条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

(1) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。

- ① 変更後の適用料率（注2）が変更前の適用料率（注3）よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更後の適用料率（注2）に基づいて計算した} & \text{変更前の適用料率（注3）に基づいて計算した} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）}}{\text{保険期間日数}} = \text{請求する追加保険料}$$

- ② 変更後の適用料率（注2）が変更前の適用料率（注3）よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{変更前の適用料} \\ \text{率（注3）に基} \\ \text{いて計算した保} \\ \text{険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更後の適用料} \\ \text{率（注2）に基} \\ \text{づいて計算した} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事} \\ \text{実（注1）が生じた時以降} \\ \text{の期間（注4）}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する} \\ \text{保険料}$$

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
（注2）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（注3）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- （2）当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- （3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害死亡保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{（1）①の追加保険料を支払った} \\ \text{ものとして計算した傷害死亡保険} \\ \text{金の支払額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用料率（注2）}}{\text{変更後の適用料率（注3）}} = \begin{array}{l} \text{削減後の傷害死亡保険} \\ \text{金の支払額} \end{array}$$

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- （4）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率（注1）が変更前の適用料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害死亡保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{（1）①の追加保険料を支払っ} \\ \text{たものとして計算した傷害死亡} \\ \text{保険金の支払額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用料率（注2）}}{\text{変更後の適用料率（注1）}} = \begin{array}{l} \text{削減後の傷害死亡保険} \\ \text{金の支払額} \end{array}$$

（注1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実をいいます。

- （5）（4）の規定は、次の①または②のいずれかの場合には適用しません。

- ① 当会社が、（4）の規定による傷害死亡保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害死亡保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
- ② 職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(6) (4) の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(7) (4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。この場合において、既に傷害死亡保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

第7条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第13条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限り、その被保険者に係る部分に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約 (注) が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 第6条 (保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合) (2) または (7) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

(2) 第7条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) の規定により、保険契約者がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 第7条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3) の規定により、被保険者がこの保険契約 (注) を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 (事故の通知)

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社へ通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社へ書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) もしくは (2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害死亡保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

(1) 傷害死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 傷害死亡保険金を受け取るべき者が傷害死亡保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 死亡保険金受取人 (注1) の印鑑証明書

- ④ 死亡診断書または死体検案書
- ⑤ 被保険者の戸籍謄本
- ⑥ 法定相続人の戸籍謄本（注2）
- ⑦ 当会社の定める傷害状況報告書
- ⑧ 公の機関（注3）の事故証明書
- ⑨ 傷害死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注4）
- ⑩ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。
（注2）死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。
（注3）やむを得ない場合には、第三者とします。
（注4）傷害死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当会社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または第10条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

当会社が傷害死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第13条（死亡保険金受取人の変更）

- （1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- （4）（3）の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- （5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- （7）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- （8）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第14条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	傷害後遺障害保険金額	保険証券記載の傷害後遺障害保険金額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ほ	保険事故	傷害の原因となった事故をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次の算式によって計算した額を傷害後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害後遺障害保険金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{傷害後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が傷害の原因となった事故発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、傷害の原因となった事故発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり計算した額を傷害後遺障害保険金として支払います。

（3）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）傷害の原因となった同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、傷害後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、傷害後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金の支払の対象とします。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、傷害後遺障害保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金の支払の対象とします。
 - イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技

等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金の支払の対象とします。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により傷害が重大となった場合
- ② 被保険者が傷害を被った後に保険事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響により傷害が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害が重大となった場合
- ④ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合

第7条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

（1）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。

- ① 変更後の適用料率（注2）が変更前の適用料率（注3）よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更後の適用料率（注2）に基づいて計算した保険料} & - \text{変更前の適用料率（注3）に基づいて計算した保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）}}{\text{保険期間日数}} = \text{請求する追加保険料}$$

- ② 変更後の適用料率（注2）が変更前の適用料率（注3）よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更前の適用料率（注3）に基づいて計算した保険料} & - \text{変更後の適用料率（注2）に基づいて計算した保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注3）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（2）当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を

解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注１）があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害後遺障害保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{(1) ①の追加保険料を支払っ} \\ \text{たものとして計算した傷害後} \\ \text{遺障害保険金の支払額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用料率（注２）}}{\text{変更後の適用料率（注３）}} = \begin{array}{l} \text{削減後の傷害後遺障害保} \\ \text{険金の支払額} \end{array}$$

（注１）普通保険約款第７条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注２）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注３）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- （４）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第７条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用料率（注１）が変更前の適用料率（注２）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注３）があった後に生じた保険事故に対しては、次の算式のとおり傷害後遺障害保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{(1) ①の追加保険料を支払っ} \\ \text{たものとして計算した傷害後} \\ \text{遺障害保険金の支払額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用料率（注２）}}{\text{変更後の適用料率（注１）}} = \begin{array}{l} \text{削減後の傷害後遺障害保} \\ \text{険金の支払額} \end{array}$$

（注１）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注２）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注３）普通保険約款第７条（１）または（２）の変更の事実をいいます。

- （５）（４）の規定は、次の①または②のいずれかの場合には適用しません。

- ① 当会社が、（４）の規定による傷害後遺障害保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から傷害後遺障害保険金を削減して支払う旨の被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで１か月を経過した場合
- ② 職業または職務の変更の事実（注）があった時から５年を経過した場合

（注）普通保険約款第７条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

- （６）（４）の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）普通保険約款第７条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

- （７）（４）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注１）が生じ、この保険契約の引受範囲（注２）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注１）普通保険約款第７条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注２）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- （８）（７）の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、傷害後遺障害保険金を支払いません。この場合において、既に傷害後遺障害保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

第8条(被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条(重大事由による解除)(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第13条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第9条(保険料の返還－解除の場合)

(1) 第7条(保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)または(7)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

(2) 第8条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に
対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 第8条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に} \\ \text{対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（事故の通知）

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害後遺障害保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) 傷害後遺障害保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が傷害後遺障害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ⑥ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ⑦ 傷害後遺障害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または第11条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第13条 (代位)

当会社が傷害後遺障害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条 (傷害後遺障害保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に	69%

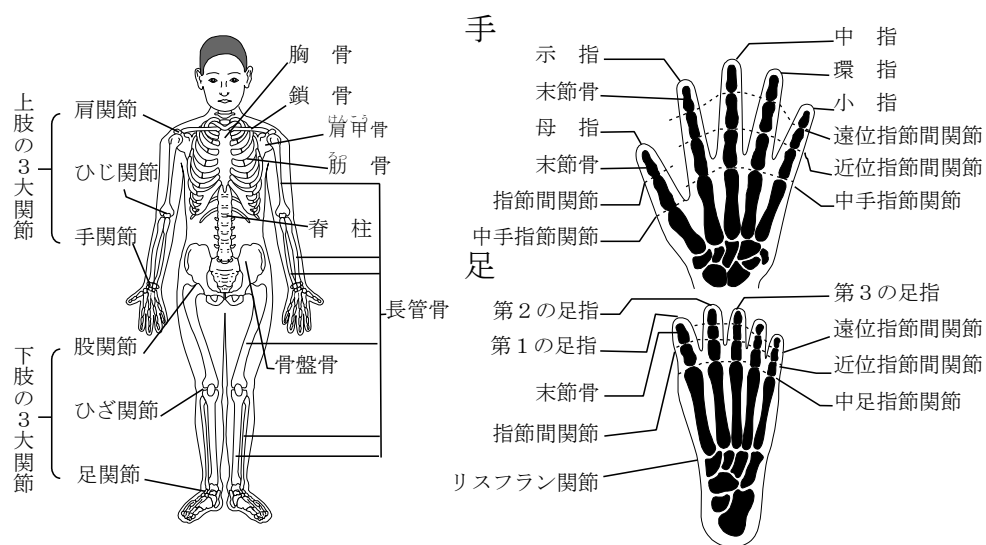
	著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの	34%

	(6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1 の足指を含み2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの	15%

	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

疾病死亡保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ほ	保険事故	被保険者の疾病死亡をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

① 責任期間中に死亡した場合

② 次のアまたはイに掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りします。

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りします。

③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のアからエまでのいずれかの感染症（注）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

ア. 一類感染症

イ. 二類感染症

ウ. 三類感染症

エ. 四類感染症

（注）被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

（2）第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第12条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（4）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の疾病死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、疾病死亡保険金の支払の対象とします。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者に対する刑の執行

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに掲げる疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被った傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 疾病死亡保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までのいずれかに該当した場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病死亡保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、疾病の程度が加重され、第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までのいずれかに該当した場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第6条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第13条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 普通保険約款第13条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) （1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4)(3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条(保険料の返還－解除の場合)

(1) 第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 第6条(被保険者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を保険契約者に返還します。

$$\text{保険料} - \text{既経過期間に対応する保険料} = \text{返還する保険料}$$

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条(事故の通知)

(1) 被保険者が疾病によって死亡した場合は、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者は、疾病によって死亡した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病死亡保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

(1) 疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 疾病死亡保険金を受け取るべき者が疾病死亡保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
- ④ 死亡診断書または死体検案書
- ⑤ 被保険者の戸籍謄本
- ⑥ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
- ⑦ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書(注3)
- ⑧ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
- ⑨ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
- ⑩ その他当会社が普通保険約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

(注2) 死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

(注3) 第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当した場合とします。

(注4) 疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条（当会社の指定する医師が作成した死体検案書の要求）

- (1) 当会社は、第8条（事故の通知）の規定による通知または第9条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条（代位）

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社へ通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社へ到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社へ通知しなければ、その変更を当会社へ対抗することができません。なお、その通知が当会社へ到達する前に当会社へ変更前の死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (7) (2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (2) および(5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第13条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

治療・救援費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け	現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ち	治療・救援費用保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。
ひ	被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当することをいいます。ただし、同条（1）①については、傷害の原因となった事故を、同条（1）②については疾病の発病をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が次の①から⑤までのいずれかに該当したことにより被保険者（注1）が負担した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保険者（注2）に支払います。

項目		該当事由
①	傷害	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療（注3）を要した場合
②	疾病	被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合 イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病を直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、 ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次の（ア）から（エ）までのいずれかの感染症（注4）を直接の原因として責任期間が終了した日から30日を経過するまでに治療を開始した場合 （ア）一類感染症 （イ）二類感染症 （ウ）三類感染症

		(エ) 四類感染症
③	入院	被保険者が入院した場合で、次のアまたはイのいずれかに該当したとき。 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注5）した場合 イ. 責任期間中に発病した疾病（注6）を直接の原因として、継続して3日以上入院（注5）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限りります。
④	行方不明、 遭難または事故	被保険者が次のアからエまでのいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
⑤	死亡	被保険者が死亡した場合で、次のアからエまでのいずれかに該当したとき。 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りります。 エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

（注1）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。

（注2）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者としてします。

（注3）義手および義足の修理を含みます。

（注4）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（注5）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りります。

（注6）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

（2）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によりります。

第3条（費用の範囲）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次に掲げる①から④までのものをいいます。

項目	費用の内容
① 治療費用	被保険者が第2条（1）①または②のいずれかに該当したことにより負担した次に掲げるアからセまでの費用のうち、被保険者が治療（注1）のため現実に支出した金額。ただし、同条（1）①に該当した場合にあっては、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内、同条（1）

		②に該当した場合にあっては、治療を開始した日（注2）からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。 ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. 義手および義足の修理費 エ. X線検査費、諸検査費および手術室費 オ. 職業看護師（注3）費。ただし、謝金および礼金は含みません。 カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費 キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注4）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注4）で静養するときの宿泊施設（注4）の客室料 ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注4）で静養するときの宿泊施設（注4）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。 コ. 入院または通院のための交通費 サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注5）。ただし、日本国内（注6）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 シ. 治療のために必要な通訳雇入費 ス. 治療・救援費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用 セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
②	入院諸費用	被保険者が、第2条（1）①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として入院した場合において、その入院により必要となった次に掲げるアおよびイの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（注7）について20万円を限度とします。 ア. 国際電話料等通信費 イ. 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度）
③	旅行行程復帰費用または帰国費用	被保険者が、第2条（1）①または②のいずれかに該当し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるアまたはイのいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。 ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費 イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注8）
④	救援者費用	被保険者が第2条（1）③から⑤までのいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した次に掲げるアからキまでの費用のうち、被保険者等が現実に支出した金額 ア. 搜索救助費用 遭難した被保険者を搜索（注9）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 イ. 航空運賃等交通費

	救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃。ただし、救援者3名分を限度とし、被保険者が第2条（1）④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注9）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 ウ．宿泊施設の客室料 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設（注4）の客室料。ただし、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。また、被保険者が第2条（1）④ウまたはエに該当した場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注9）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 エ．移送費用 治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所またはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注5）。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃および①または③により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。 オ．諸雑費 次に掲げる（ア）から（エ）までの費用。ただし、20万円を限度とし、②の費用は除きます。 （ア）救援者の渡航手続費（注10） （イ）救援者または被保険者が現地において支出した交通費 （ウ）被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費 （エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、（ア）から（ウ）までの費用と同程度に救援のために必要な費用 カ．遺体処理費用 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用。ただし、100万円を限度とし、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。 キ．遺体輸送費用 死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用。ただし、被保険者の法定相続人が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
--	--

- （注1）第2条（1）①の場合には義手および義足の修理を含みます。
- （注2）合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。
- （注3）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- （注4）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- （注5）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。
- （注6）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
- （注7）合併症および続発症を含みます。
- （注8）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。
- （注9）捜索、救助または移送をいいます。
- （注10）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

- (2) 第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者等が当会社と提携する機関から（1）の費用の請求を受けた場合において、被保険者等がその機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者等がその費用を支出したものとみなして（1）および第6条（当会社の責任限度額）から第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）までの規定により計算した治療・救援費用保険金をその機関に支払います。
- (3) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑤までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条（1）⑤エに該当した場合は、第3条（費用の範囲）（1）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ② ①に規定する者以外の治療・救援費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が第3条（1）④に掲げる費用に対する治療・救援費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条（1）⑤エに該当した場合は、第3条（1）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条（1）⑤アに該当した場合は、第3条（1）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。ただし、第2条（1）⑤アに該当した場合は、第3条（1）④に掲げる費用については治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当会社が治療・救援費用保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合には、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ⑥ 被保険者に対する刑の執行
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑦もしくは⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、治療・救援費用保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当社は、次の①または②のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ② 歯科疾病

(4) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した第3条（費用の範囲）（1）①から③までの金額については、治療・救援費用保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害により第2条（保険金を支払う場合）（1）①に該当し第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、治療・救援費用保険金の支払の対象とします。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

(2) 当社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）（1）①、③または④のいずれかに該当し、被保険者等が第3条（費用の範囲）（1）に掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(3) 当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に高山病を発病し第2条（保険金を支払う場合）（1）②のいずれかに該当した場合で、第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第6条（当社の責任限度額）

(1) 当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は、第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑤までに規定する事由の発生1回（注）につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。

(注) その事由の原因が疾病である場合は、合併症および続発症を含め1回と数えます。

(2) (1) の場合において、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したときは、当社が支払うべき治療・救援費用保険金の額は次に規定する事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額をもって限度とします。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①の傷害を直接の原因として、同条（1）③アまたは⑤アに該当した場合
- ② 第2条（1）②の疾病を直接の原因として、同条（1）③イまたは⑤イもしくはウに該当した場合
- ③ 第2条（1）④に規定する行方不明、遭難または事故を直接の原因として同条（1）①に該当した場合

第7条（他の身体の障害または疾病の影響）

当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時または疾病を発病した時既に存在していた身体の障害または

疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合

- ② 被保険者が傷害を被った後または疾病を発病した後にその原因となった事故または疾病と関係なく発生した傷害または疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより傷害または疾病が重大となった場合
- ④ 保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）（1）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を治療・救援費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	次の算式によって計算した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{第3条（1）の費用の額} - \frac{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}{\text{治療・救援費用保険金の支払額}} = \text{支払額}$

第9条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）

（1）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、適用保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②のとおり取り扱います。

- ① 変更後の適用保険料（注2）が変更前の適用保険料（注3）よりも高くなる場合は、次の算式により計算した追加保険料を請求します。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更後の適用保険料 (注2)} & - \text{変更前の適用保険料 (注3)} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事実 (注1) が生じた時以降の期間 (注4)}}{\text{保険期間日数}} = \text{請求する追加保険料}$$

- ② 変更後の適用保険料（注2）が変更前の適用保険料（注3）よりも低くなる場合は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\left(\begin{array}{cc} \text{変更前の適用保険料 (注3)} & - \text{変更後の適用保険料 (注2)} \end{array} \right) \times \frac{\text{職業または職務の変更の事実 (注1) が生じた時以降の期間 (注4)}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

（注1）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（注3）変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第7条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（2）当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1) ①、③または④にかかる保険事故に対しては、次の算式のとおりに治療・救済費用保険金額を削減します。

$$\begin{array}{l} \text{治療・救済費用} \\ \text{保険金額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用保険料(注2)}}{\text{変更後の適用保険料(注3)}} = \begin{array}{l} \text{削減後の治療・救済費用} \\ \text{保険金額} \end{array}$$

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(4) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用保険料(注1)が変更前の適用保険料(注2)よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた第2条(保険金を支払う場合)(1) ①、③または④にかかる保険事故に対しては、次の算式のとおりに治療・救済費用保険金額を削減します。

$$\begin{array}{l} \text{治療・救済費用} \\ \text{保険金額} \end{array} \times \frac{\text{変更前の適用保険料(注2)}}{\text{変更後の適用保険料(注1)}} = \begin{array}{l} \text{削減後の治療・救済費用} \\ \text{保険金額} \end{array}$$

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

(注3) 普通保険約款第7条(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (4) の規定は、次の①または②のいずれかの場合には適用しません。

- ① 当会社が、(4) の規定による治療・救済費用保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から治療・救済費用保険金額を削減して支払う旨の被保険者もしくは治療・救済費用保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合
- ② 職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (4) の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)(1) ①、③または④にかかる保険事故については適用しません。

(注) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(7) (4) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 普通保険約款第7条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(8) (7)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故に対しては、当会社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）普通保険約款第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

(9) 第6条（当会社の責任限度額）（2）の規定により治療・救援費用保険金を支払う場合には、（3）および（4）の規定は被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①、③または④に該当したことにより発生したそれぞれの費用の計算についてのみ適用し、第6条（2）の治療・救援費用保険金を計算する場合の同条（2）の治療・救援費用保険金額はこれを削減しません。

第10条（被保険者による特約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、被保険者から（1）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第9条（保険料の返還または請求等－職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）または（7）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

(2) 第10条（被保険者による特約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \frac{\text{既経過期間に}}{\text{対応する保険料}} = \text{返還する保険料}$$

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（事故の通知）

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次の①から③までに掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②、③または⑤の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過

② 第2条（1）④アまたはイのいずれかの場合は、行方不明もしくは遭難の状況

③ 第2条（1）④ウまたはエのいずれかの場合は、事故発生の状況

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明

となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) (1) および (2) の場合において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容 (注) について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、(1) から (3) までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) から (4) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて治療・救援費用保険金を支払います。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 治療・救援費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①から③までに掲げる時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分		保険金請求権が発生する時
①	第2条 (保険金を支払う場合) (1) ①の場合	次のアまたはイのいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を要しなくなった時 イ. 保険事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
②	第2条 (1) ②の場合	次のアまたはイのいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を要しなくなった時 イ. 治療を開始した日 (注) からその日を含めて 180 日を経過した時
③	第2条 (1) ③から⑤までのいずれかの場合	各費用の負担者が費用を負担した時

(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

- (2) 被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が治療・救援費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑭までに掲げる書類 (注1) のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 公の機関 (注2) の事故証明書
- ⑤ 傷害の程度を証明する医師の診断書
- ⑥ 次のアまたはイを証明する医師の診断書
 - ア. 責任期間中もしくは責任期間終了後 72 時間以内に疾病を発病し、かつ、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期
 - イ. 責任期間中に第2条 (保険金を支払う場合) (1) ②ウに規定する感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度
- ⑦ 被保険者が第2条 (1) ③から⑤までのいずれかに該当したことを証明する書類
- ⑧ 治療・救援費用保険金の支払を受けようとする第3条 (費用の範囲) (1) に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

- ⑨ 被保険者の印鑑証明書
- ⑩ 死亡診断書または死体検案書
- ⑪ 被保険者の戸籍謄本
- ⑫ 治療・救援費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
- ⑬ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑭ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）第3条（2）の規定により被保険者等が当会社と提携する機関への治療・救援費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

（注2）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注3）治療・救援費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当会社は、第12条（事故の通知）の規定による通知または第13条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害、疾病の程度の認定その他治療・救援費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が生じたことにより被保険者等または被保険者の法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して治療・救援費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を治療・救援費用保険金として支払った場合	被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者等または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、治療・救援費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者、被保険者および治療・救援費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（普通保険約款の読み替え）

この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②については、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（5）②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

第17条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③から⑤までのいずれかに該当した場合は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（2）および（3）の規定を次のとおり読

み替え、(4)の規定を追加して適用します。

「

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 治療・救援費用保険金を受け取るべき者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その治療・救援費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、治療・救援費用保険金を支払いません。この場合において、既に治療・救援費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または治療・救援費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第5条(保険金を支払わない場合—その2)(2)の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

疾病に関する応急治療・救援費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	支払対象特約	治療・救援費用補償特約、疾病治療費用補償特約および救援者費用等補償特約のうちこの保険契約に付帯された特約をいいます。
せ	責任開始前疾病	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある疾病（注）をいいます。 （注）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいい、治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③イまたは救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②イに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。
ほ	保険金	支払対象特約に規定する保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が責任開始前疾病を直接の原因として、責任期間中における症状の急激な悪化（注）により治療を開始した場合には、その責任開始前疾病を責任期間中に発病した疾病とみなし、保険金を支払います。

（注）責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、支払対象特約（注1）に掲げる事由のほか、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 責任開始前疾病の治療の開始が責任期間終了後である場合
- ② 被保険者の旅行目的が、責任開始前疾病の治療または症状の緩和を目的とするものである場合
- ③ 責任期間開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で治療を受けることが決定していた場合（注2）

（注1）保険金を支払わない場合を追加または削除する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。

（注2）診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。

（2）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に該当した場合でも、保険契約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていないときは、保険金を支払いません。

第4条（費用の範囲）

（1）当会社は、支払対象特約（注1）に掲げる費用のうち、責任期間中に治療を開始した日（注2）から被保険者が住居（注3）等に帰着するまで、かつ、責任期間中に必要としたものに対して、本特約に基づく保険金を支払います。ただし、次の①から⑧までに掲げるものを除きます。

- ① 治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）（1）①および疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）①に掲げる費用のうち、責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方により必要となった費用については、費用の範囲に含まれます。

ア、透析、人工呼吸器（注4）、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス（補てつ物）、人工心臓弁、心臓電子器具（ペースメーカー）、人工肛門、車椅子その他の器具、挿

- 入物、移植片またはプロステシス（補てつ物）の継続的な使用に関わる費用
イ．インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用
- ② 温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用
 - ③ あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 - ④ 運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用
 - ⑤ 臓器移植等（注5）に関わる費用および日本国外における臓器移植等（注5）と同様の手術等に関わる費用
 - ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 - ⑦ 毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用
 - ⑧ 不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用

（注1）費用の範囲を拡大または縮小する特約が付帯されている場合には、これらの特約を含みます。

（注2）合併症および続発症の場合は責任期間中に初めて疾病の治療を開始した日をいいます。

（注3）被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。

（注4）酸素吸入を含みます。

（注5）臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に定める臓器の移植をいい、臓器の提供を目的とする摘出を含みます。

（2）（1）の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第5条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約に基づいて支払うべき保険金の額は、1 責任開始前疾病（注）につき、支払対象特約に規定する保険金額をもって限度とします。

（注）合併症および続発症を含みます。

第6条（保険金の請求）

保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類（注1）のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 責任期間中に治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する医師の診断書
- ④ 被保険者が治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③イまたは救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②イ（注2）に該当したことに基づき保険金を請求する場合は、該当したことを証明する書類
- ⑤ 保険金の支払を受けようとする第4条（費用の範囲）の費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑥ 被保険者の印鑑証明書
- ⑦ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）
- ⑧ 被保険者が責任開始前疾病を直接の原因として責任期間開始前に治療を開始していたことおよび責任開始前疾病の程度を証明する医師の診断書
- ⑨ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）（2）、疾病治療費用補償特約第

2条（保険金を支払う場合）（5）および救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（3）の規定により被保険者が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求めるときの書類を含みます。

（注2）付帯されている特約により読み替えがされている場合には読み替え後とします。

（注3）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第7条（治療・救援費用補償特約、疾病治療費用補償特約および救援者費用等補償特約の適用除外）

この特約については、次の①から③までの規定は適用しません。

- ① 治療・救援費用補償特約第6条（当会社の責任限度額）および同特約第13条（保険金の請求）（2）ならびに同特約第16条（普通保険約款の読み替え）
- ② 疾病治療費用補償特約第5条（当会社の責任限度額）および同特約第10条（保険金の請求）（2）ならびに同特約第13条（普通保険約款の読み替え）
- ③ 救援者費用等補償特約第7条（当会社の責任限度額）および同特約第11条（保険金の請求）（2）

第8条（治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え）

（1）この特約については、治療・救援費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）②アの規定中「責任期間終了後72時間を経過するまで」とあるのは「責任期間中」
- ② 第3条（費用の範囲）（1）①の規定中「治療を開始した日（注2）からその日を含めて180日以内に要した費用」とあるのは「責任期間中に治療を開始した日（注2）からその日を含めて180日以内で、かつ、責任期間中に要した費用」
- ③ 第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第13条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）」

（2）この特約については、疾病治療費用補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）①の規定中「責任期間終了後72時間を経過するまで」とあるのは「責任期間中」
- ② 第2条（1）の規定中「治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用」とあるのは「責任期間中に治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内で、かつ、責任期間中に要した費用」
- ③ 第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第10条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第6条（保険金の請求）」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

救援者費用等追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
き	救援者費用等保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ち	治療・救援費用保険金額	保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。
ひ	被保険者等	保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。
ほ	保険金	救援者費用等保険金または治療・救援費用保険金をいいます。
	保険事故	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までまたは治療・救援費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③から⑤までのほか、次の①または②のいずれかに該当したことにより、被保険者等が負担した費用を、この特約、救援者費用等補償特約または治療・救援費用補償特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金または治療・救援費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

① 被保険者が責任期間中に誘拐されたことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。

② 被保険者が責任期間中に行方不明になったことを外務省、事故発生地の在外公館または事故発生地の警察等の公的機関に届出されたこと。

（2）（1）①または②のいずれかに該当した場合でも、被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物については保険金を支払いません。

（3）（1）の費用とは、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）とします。

（注）この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

（4）（1）①または②のいずれかに該当した場合に当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は、救援者費用等補償特約第7条（当社の責任限度額）または治療・救援費用補償特約第6条（当社の責任限度額）の規定にかかわらず、300万円を限度とします。ただし、救援者費用等保険金額または治療・救援費用保険金額を限度とします。

第3条（家族旅行特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族旅行特約が付帯された場合には、次のとおり取り扱います。

① 第2条（保険金を支払う場合）（4）の規定にかかわらず、同条（1）①または②のいずれかに該当した場合に当社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用等保険金の額は、家族で300万円を限度とします。ただし、救援者費用等保険金額を限度とします。

② 家族旅行特約第7条（救援者費用等補償特約の読み替え）（2）②によって救援者費用等補償特約第3条（費用の範囲）が読み替えられた場合の被災者に対しても、この特約の規定を同様に適用します。

③ 家族旅行特約第8条（治療・救援費用補償特約の読み替え）（2）②によって治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）（1）④が読み替えられた場合の被災者に対しても、この特約の規定を同様に適用します。

指定感染症追加補償特約

第1条（疾病死亡保険金支払特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（1）当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

① 責任期間中に死亡した場合

② 次のアまたはイに掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、

③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のアからオまでのいずれかの感染症（注1）または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限り、）（注1）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

ア. 一類感染症

イ. 二類感染症

ウ. 三類感染症

エ. 四類感染症

オ. 指定感染症（注2）

（注1）被保険者が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

（注2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、

（2）第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第12条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により疾病死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（4）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

」

第2条（治療・救援費用補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（1）当会社は、被保険者が次の①から⑤までのいずれかに該当したことにより被保険者（注1）が負担した費用に対し、この特約および普通保険約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を被保険者（注2）に支払います。

項目	該当事由
① 傷害	被保険者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、治療（注3）を要した場合
② 疾病	被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合

		ア. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合 イ. 責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病を直接の原因として責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ます。 ウ. 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）に規定する次の（ア）から（オ）までのいずれかの感染症（注 4）または同条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、ます。））であるものに限り、ます。）（注 4）を直接の原因として責任期間が終了した日から 30 日を経過するまでに治療を開始した場合 （ア）一類感染症 （イ）二類感染症 （ウ）三類感染症 （エ）四類感染症 （オ）指定感染症（注 5）
③	入院	被保険者が入院した場合で、次のアまたはイのいずれかに該当したとき。 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して 3 日以上入院（注 6）した場合 イ. 責任期間中に発病した疾病（注 7）を直接の原因として、継続して 3 日以上入院（注 6）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限り、ます。
④	行方不明、 遭難 また は事故	被保険者が次のアからエまでのいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
⑤	死亡	被保険者が死亡した場合で、次のアからエまでのいずれかに該当したとき。 ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、ます。 エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき。

（注 1）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、被保険者の親族および保険契約者を含みます。

（注 2）③から⑤までのいずれかに該当した場合には、その費用の負担者とし、ます。

（注 3）義手および義足の修理を含みます。

（注 4）被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

（注 5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条第 1 項の規定に

基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。

(注6) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りします。

(注7) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(2)(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。

第3条（疾病治療費用補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。

① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りします。

② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のアからオまでのいずれかの感染症（注2）または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限りします。）であるものに限りします。）（注2）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 一類感染症

イ. 二類感染症

ウ. 三類感染症

エ. 四類感染症

オ. 指定感染症（注3）

(注1) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

(注3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。

(2)(1)にいう「(2)に掲げる金額」とは、次の①から③までに掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

項目	費用の内容
① 治療費用	次に掲げるアからスまでの費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ア. 医師の診察費、処置費および手術費 イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費 エ. 職業看護師（注1）費。ただし、謝金および礼金は含みません。 オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

		カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注2）の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料 キ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注2）で静養するときの宿泊施設（注2）の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。 ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。 ケ. 入院または通院のための交通費 コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注3）。ただし、日本国内（注4）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。 サ. 治療のために必要な通訳雇入費 シ. 疾病治療費用保険金の請求のために必要な医師の診断書の費用 ス. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
②	入院諸費用	被保険者の入院により必要となった次に掲げるアおよびイの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病（注5）について20万円を限度とします。 ア. 国際電話料等通信費 イ. 入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度）
③	旅行行程復帰費用または帰国費用	被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるアまたはイのいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。 ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費 イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（注6）

（注1）日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注4）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注5）合併症および続発症を含みます。

（注6）日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

（3）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

（4）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（1）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	次の算式によって計算した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $ \begin{array}{rcl} \text{(1)の費用の額} & - & \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額} \\ & & = \text{疾病治療費用保険金の支払額} \end{array} $

(5)(1)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(4)までの規定により計算した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

」

ホームヘルパー雇入費用等補償特約

第1条（傷害治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③の次に、④として次のとおり追加して適用します。

④	ホームヘルパー雇入費用等	被保険者が治療のため日本国内において入院し、医師が付添を必要と認めた期間中、または家事従事者（注7）である被保険者が入院している期間中に必要となった次のアおよびイの費用のうち、被保険者が現実に支出した金額 ア．被保険者の家庭において雇い入れたホームヘルパー（注8）の雇入費用（注9） イ．被保険者と同居の親族を一時的に保育所（注10）へ預け入れるための費用（注11）
---	--------------	--

（注7）被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族（被保険者本人を含みます。）の中で主たる者をいいます。

（注8）炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

（注9）ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

（注10）保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。

（注11）交通費を含みます。

第2条（疾病治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（2）③の次に、④として次のとおり追加して適用します。

④	ホームヘルパー雇入費用等	被保険者が治療のため日本国内において入院し、医師が付添を必要と認めた期間中、または家事従事者（注7）である被保険者が入院している期間中に必要となった次のアおよびイの費用のうち、被保険者が現実に支出した金額 ア．被保険者の家庭において雇い入れたホームヘルパー（注8）の雇入費用（注9） イ．被保険者と同居の親族を一時的に保育所（注10）へ預け入れるための費用（注11）
---	--------------	--

（注7）被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族（被保険者本人を含みます。）の中で主たる者をいいます。

（注8）炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

（注9）ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

（注10）保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。

（注11）交通費を含みます。

第3条（治療・救援費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条（費用の範囲）（1）④の次に、⑤として次のとおり追加して適用します。

⑤	ホームヘルパー雇 入費用等	被保険者が治療のため日本国内において入院し、医師が付添を必要と認めた期間中、または家事従事者（注11）である被保険者が入院している期間中に必要となった次のアおよびイの費用のうち、被保険者が現実に支出した金額 ア．被保険者の家庭において雇い入れたホームヘルパー（注12）の雇入費用（注13） イ．被保険者と同居の親族を一時的に保育所（注 14）へ預け入れるための費用（注 15）
---	------------------	---

（注 11）被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族（被保険者本人を含みます。）の中で主たる者をいいます。

（注 12）炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

（注 13）ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

（注 14）保護者の委託を受けて、乳児もしくは幼児を保育することを目的とする児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく施設またはこれらと同様の業務を目的とする施設であって、当会社が特に認めた施設をいいます。

（注 15）交通費を含みます。

」

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
に	妊娠初期の異常	子宮外妊娠その他の日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状をいいます。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

第2条（疾病治療費用補償特約の支払責任の変更）

当会社は、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①および同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（3）②の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い疾病治療費用保険金を被保険者に支払います。

第3条（救済者費用等補償特約の支払責任の変更）

- （1）当会社は、この保険契約に救済者費用等補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②イの規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同条（1）②イに定める日数以上入院した場合には、同特約の規定に従い救済者費用等保険金をその費用の負担者に支払います。
- （2）（1）の規定は、家族旅行特約第7条（救済者費用等補償特約の読み替え）（2）①により救済者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

第4条（治療・救済費用補償特約の支払責任の変更）

- （1）当会社は、この保険契約に治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②および同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）（3）①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として責任期間中に治療を開始した場合に限り、その妊娠初期の異常を疾病とみなし、同特約の規定に従い治療・救済費用保険金を被保険者に支払います。
- （2）当会社は、この保険契約に治療・救済費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③イおよび同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）（3）①の規定にかかわらず、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として継続して同特約第2条（1）③イに定める日数以上入院した場合には、同特約の規定に従い治療・救済費用保険金をその費用の負担者に支払います。
- （3）（2）の規定は、家族旅行特約第8条（治療・救済費用補償特約の読み替え）（2）①により治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③が読み替えられた場合にも、同様に適用するものとします。

第5条（保険期間の延長に関する取扱い）

- （1）当会社は、この特約を保険期間が31日以内の保険契約に限り付帯するものとします。
- （2）この特約が付帯されている保険契約の保険期間が延長された場合であっても、この特約の規定は、保険期間の初日からその日を含め31日目の午後12時に効力を失うものとします。この場合において、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（3）および（4）に該当する場合には、それぞれの規定にしたがい保険責任の終期は延長されるものとします。
- （3）（2）の規定にかかわらず、家族旅行特約が付帯されている場合において、被保険者が、責任期間中に発生した妊娠初期の異常を直接の原因として入院したときは、家族旅行特約第3条（保険責任期間の延長）（1）②イにおける疾病について（注2）の規定は適用されないものとします。

歯科治療費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
け	継続契約	保険契約の保険期間の終了日（注）の翌日を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 （注）その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日
し	歯科医師	被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
	歯科治療	歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療で、社会通念上妥当な治療をいいます。ただし、予防治療および矯正治療は対象となりません。この場合において、矯正治療とは、歯並び、歯のすき間もしくははかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療は矯正治療に含みます。
	歯科治療費用保険金額	保険証券記載の歯科治療費用保険金額をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の保険契約をいいます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
ほ	保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	保険事故	歯科疾病の発病をいいます。
	保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間。また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応答日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日から端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が責任期間中に発病した歯科疾病を直接の原因として歯科治療を開始した場合には、歯科治療費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、歯科治療費用保険金として被保険者に支払います。

第3条（待機期間）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過する日までの間に発生した保険事故に対しては、当会社は、歯科治療費用保険金を支払いません。
- （2）第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過する日までの間に発生した保険事故に対しては、当会社は、歯科治療費用保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑧までに掲げる事由のいずれかによって生じた歯科疾病に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 歯科治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は、歯科治療費用保険金の支払の対象とします。
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

- ⑥ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤または⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）使用済み燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

第５条（歯科治療費用の範囲）

（１）第２条（保険金を支払う場合）の歯科治療費用とは、被保険者が歯科治療のために負担した次の①から④までに掲げる費用で、社会通念上妥当な費用をいいます。ただし、歯科治療を開始した日からその日を含めて１８０日以内に要した費用に限りします。

- ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費
- ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ③ X線検査費、諸検査費および手術室費
- ④ この保険契約の保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書の費用

（２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる費用に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

- ① 歯科治療を伴わない検査
- ② その他当会社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療

第６条（歯科治療費用保険金の支払）

当会社が支払うべき歯科治療費用保険金の額は、以下の算式によります。

$$\begin{array}{l} \text{第５条（歯科治療費用の範囲）の歯} \\ \text{科治療費用の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の} \\ \text{縮小割合} \end{array} = \begin{array}{l} \text{歯科治療費用} \\ \text{保険金の支払額} \end{array}$$

第７条（当会社の責任限度額）

（１）当会社がこの保険契約に基づき支払うべき歯科治療費用保険金の額は、保険期間を通じ、歯科治療費用保険金額をもって限度とします。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険期間が１年を超える保険契約の場合には、当会社がこの保険契約に基づき支払うべき歯科治療費用保険金の額は、保険年度を通じ、歯科治療費用保険金額をもって限度とします。

第８条（他の身体の障害または疾病の影響）

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が歯科疾病を発病した時既に存在していた身体の障害または疾病の影響により歯科疾病が重大となった場合
- ② 被保険者が歯科疾病を発病した後にその歯科疾病と関係なく発生した傷害または疾病の影響により歯科疾病が重大となった場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことにより歯科疾病が重大となった場合
- ④ 保険契約者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより歯科疾病が重大となった場合

第９条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第５条（歯科治療費用の範囲）（１）①から④までのいずれかの費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条（１）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を歯科治療費用保険金として支払います。

区分	支払額
----	-----

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	次の算式によって計算した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{第5条(1)の費用の額} - \frac{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}{\text{歯科治療費用保険金の支払額}}$

第10条（被保険者による特約の解除請求）

（１）被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（注）を解除することを求めることができます。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（２）保険契約者は、被保険者から（１）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第11条（保険料の返還—解除の場合）

第10条（被保険者による特約の解除請求）（２）の規定により、保険契約者がこの特約（注）を解除した場合には、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{保険料} - \frac{\text{既経過期間に対応する保険料}}{\text{既経過期間に対応する保険料}} = \text{返還する保険料}$$

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第12条（事故の通知）

（１）被保険者が歯科疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、歯科疾病を発病した日からその日を含めて 30 日以内に発病の状況および経過を当会社へ通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これにに応じなければなりません。

（２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社へ通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（３）保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（４）保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）から（３）までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて歯科治療費用保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

- (1) 歯科治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が歯科治療を要しなくなった時または歯科治療を開始した日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が歯科治療費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 責任期間中に歯科疾病を発病し、かつ、保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の待機期間を経過した日の翌日の午前 0 時より後に歯科治療を開始したことおよび歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
 - ④ 第 5 条（歯科治療費用の範囲）（1）①から④までの費用の支払を証明する領収書
 - ⑤ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 歯科治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）歯科治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第14条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第12条（事故の通知）の規定による通知または第13条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、歯科疾病の程度の認定その他歯科治療費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

- (1) 第 5 条（歯科治療費用の範囲）（1）①から④までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して歯科治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を歯科治療費用保険金として支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、歯科治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償責任危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ 財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
し 住宅	被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいいます。住宅には、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
そ 損害賠償請求権者	保険事故により、この特約の被保険者に対し法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
は 賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
ほ 保険事故	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する原因となった偶然な事故をいいます。
め 免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い賠償責任保険金を支払います。
- （２）（１）の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等（注）を被保険者とします。ただし、当会社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人の身体の障害または財物の破損を生じさせたことについて、親権者等（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

（注）責任無能力者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注１）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）使用済燃料を含みます。

（注３）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、被保険者が次の①から④までに掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任については、賠償責任保険金の支払の対象とします。

- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族（注１）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のアからウまでに掲げる損害については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
 - ア．ホテル等の宿泊施設の客室（注２）に与えた損害
 - イ．住宅等の居住施設内の部屋（注３）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ．賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶（注４）、車両（注５）、銃器（注６）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑪ 汚染物質（注７）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質（注７）の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ⑫ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

（注１）旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

（注２）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

（注３）部屋内の動産を含みます。

（注４）原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

（注５）原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャーを目的として使用中のスノーモービルおよび観光または見学を目的として使用中の電動立ち乗り二輪車（セグウェイ等をいいます。）を除きます。

（注６）空気銃を除きます。

（注７）固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、第8条（事故の通知）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用
- ③ 事故が発生した場合において、被保険者が第8条（１）④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使のために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑥ 第9条（当会社による解決）（１）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① １回の保険事故につき、次の算式によって計算した額。ただし、１回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。

第5条（支払保険金の範囲） － 保険証券記載の ＝ 当会社が支払う金額

①の損害賠償金

免責金額

- ② 第5条②から⑥までの費用については、その全額。ただし、同条⑤の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式にて計算した金額を支払います。

$$\text{第5条⑤の費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{第5条①の損害賠償金の額}} = \text{当会社が支払う金額}$$

第7条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第5条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条（事故の通知）

- （1）保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 第三者に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により

当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社へ通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑧までの金額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

該当する規定		差し引く金額
①	（1）①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	（1）②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
③	（1）③の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
④	（1）④の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
⑤	（1）⑤の義務に違反した場合	損害賠償責任がないと認められる額
⑥	（1）⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑦	（1）⑦の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑧	（1）⑧の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

第9条（当会社による解決）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

区分		支払額
①	他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合	損害の額（注）から左記の保険金もしくは共済金の金額を差し引いた額に対してのみ賠償責任保険金を支払います。
②	①以外の場合	この保険契約により支払うべき賠償責任保険金の額を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

（1）賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について判決が確定した時

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

（2）被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が賠償責任保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
および損害賠償の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ 損害を証明する書類
- ⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

「

（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① （1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② （1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

携行品損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
け	携行品損害保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再調達するのに要する額をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
ほ	保険事故	損害の原因となった偶然な事故をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑬までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、携行品損害保険金の支払の対象とします。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑪ 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑫ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、携行品損害保険金の支払の対象とします。
- ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

- ⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次の①または②のいずれかの身の回り品に限りです。

- ① 被保険者が所有する物
- ② 旅行行程開始前に被保険者が当該旅行のために他人から無償で借りた物

(2) (1) の身の回り品が被保険者が滞在する居住施設内（注）にある間は、保険の対象に含みません。

(注) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑪までに掲げる物は、保険の対象に含みません。

- ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含みます。
- ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、以下のアおよびイについては、保険の対象に含みます。
 - ア. 自動車等の運転免許証
 - イ. 旅券
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 船舶（注2）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑧ 動物および植物
- ⑨ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等
- ⑩ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑪ その他保険証券記載の物

(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含みません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および (2) の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第7条（事故の通知）(3) の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および (1) から (3) までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5) (1) から (4) までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。
- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、保険の対象が次の①から③までに定める物の場合には、次の①から③までの費用を損害額とします。

保険の対象	損害額とする費用
-------	----------

① 乗車券等	その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（事故の通知）（3）の費用の合計額
② 旅券	旅券の再取得または渡航書の取得に要した次のアからエまでの費用 ア．保険事故の生じた地から旅券または渡航書発給地（注）へ赴く被保険者の交通費 イ．領事官に納付した発給手数料および電信料 ウ．旅券または渡航書発給地における被保険者のホテル客室料 エ．旅券または渡航書発給用の写真代
③ 自動車等の運転免許証	国または都道府県に納付した再発給手数料および再発給のために新たに撮影した写真代

（注）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

（7）保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が次の①および②に掲げる物である場合において、保険の対象の損害額の合計額が50,000円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を50,000円とみなします。

- ① 旅券
- ② 乗車券等

第6条（保険金の支払額）

（1）当会社が1回の保険事故につき支払うべき携行品損害保険金の額は、次の算式によって計算した金額とします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。

$$\begin{array}{ccccc} \text{第5条（損害額の決定）の規定} & - & \text{保険証券記載の} & = & \text{当会社が支払うべき} \\ \text{により計算した損害額} & & \text{免責金額} & & \text{携行品損害保険金の額} \end{array}$$

（2）（1）のただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。

（3）携行品損害保険金の支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第7条（事故の通知）

（1）保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者は、保険の対象について、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 損害が盗難によって発生した場合には、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合には、警察署への届出のほかはその運輸機関（注1）または発行者への届出をただちに行うこと。
- ④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 宿泊券の場合は、その宿泊施設とします。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差し引いた残額を損害額とみなします。

該当する規定		差し引く金額
①	(1)①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	(1)②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
③	(1)③の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
④	(1)④の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
⑤	(1)⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑥	(1)⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

- (3) 当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。

- ① (1)①の損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち、必要または有益であったと認められるもの
- ② (1)④の手続のために必要な費用

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を携行品損害保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として計算した損害の額に基づき保険金(注)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は次の算式によって計算した額を携行品損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして計算した支払責任額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{第6条(保険金の支払額)の規定によって支払われるべき損害の額} \\ \text{他の保険契約等によって支払われるべき保険金(注)の額} \end{array} - \text{支払われるべき保険金(注)の額} = \text{携行品損害保険金の額}$$

(注) 共済金を含みます。

- (3) (1)②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条(盗難品発見後の通知義務)

保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対象を

発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が携行品損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の権利は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が携行品損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条（事故の通知）（3）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の対象について、当会社が携行品損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権は携行品損害保険金の再調達価額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた携行品損害保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。

（注1） 保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

（注2） 第7条（事故の通知）（3）①の費用に対する携行品損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

- (5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して携行品損害保険金を請求することができます。この場合において、当会社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第11条（保険金の請求）

- (1) 携行品損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が携行品損害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限りします。
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注） 携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して携行品損害保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が損害の額の全額を携行品損害保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

「

- (3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第4条（保険の対象およびその範囲）(3)⑤の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

通貨盗難補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
つ	通貨盗難保険金額	保険証券記載の通貨盗難保険金額をいいます。
と	盗難	窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
ほ	保険事故	保険の対象である通貨の盗難をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が旅行行程中に盗難によって保険の対象である通貨について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、通貨盗難保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、通貨盗難保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 通貨盗難保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難
- ④ 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- ⑤ 火災または破裂・爆発の際における盗難
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変の際における盗難
- ⑦ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故の際における盗難
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた盗難
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- ⑩ 置き忘れまたは紛失

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

（1）保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する通貨（注）に限ります。

（注）小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制通用力が付与されていないものは含みません。

（2）（1）の通貨（注1）が被保険者が滞在する居住施設内（注2）にある間は、保険の対象に含みません。

（注1）小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制通用力が付与されていないものは含みません。

（注2）居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

第5条（損害額の決定）

- （１）当会社が通貨盗難保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- （２）第7条（盗難の発生）（３）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および（１）の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- （３）（１）および（２）の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険の対象の保険価額をもって損害額とします。

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の保険事故につき支払うべき通貨盗難保険金の額は、次の算式によって計算した金額とします。ただし、通貨盗難保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。

$$\begin{array}{lcl} \text{第5条（損害額の決定）の規定} & - & \text{保険証券記載の} \\ \text{により計算した損害額} & & \text{免責金額} \end{array} = \text{当会社が支払うべき通貨盗難保険金の額}$$

第7条（盗難の発生）

- （１）保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者は、保険の対象について、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 盗難発生の日時、場所、盗難発生の状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を盗難の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 盗難の発生につき、ただちに警察署に届け出ること。
 - ③ 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。
 - ④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （２）保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）①から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差し引いた残額を損害額とみなします。

該当する規定		差し引く金額
①	（１）①の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
②	（１）②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
③	（１）③の義務に違反した場合	防止または軽減できたと認められる額
④	（１）④の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
⑤	（１）⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑥	（１）⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

- （３）当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。

- ① （１）③の保険の対象の発見、回収に要した費用のうちで当会社が必要または有益であったと認めたもの
- ② （１）④の手続きのために必要な費用

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を通貨盗難保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) ②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（盗難通貨発見後の通知義務）

保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対象もしくはその金額に相当する通貨を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（盗難通貨の帰属）

- (1) 盗取された保険の対象について、当会社が通貨盗難保険金を支払う前にその金額に相当する通貨が回収された場合は、第7条（盗難の発生）（3）①の費用を除き、その回収された通貨について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (2) 盗難された保険の対象について、当会社が通貨盗難保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権は、当会社に移転します。

第11条（保険金の請求）

- (1) 通貨盗難保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の盗難による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者が通貨盗難保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署の盗難届出証明書
 - ⑤ 通貨盗難保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）通貨盗難保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して通貨盗難保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が損害の額の全額を通貨盗難保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、通貨盗難保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および通貨盗難保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加して適用します。

「

(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または通貨盗難保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 欠航等	欠航または運休をいいます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。
出発遅延	出発予定時刻から6時間以上の出発遅延をいいます。
ち 着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
と 搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能をいいます。
到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
ほ 保険金	出発遅延費用等保険金または乗継遅延費用保険金をいいます。
保険事故	第3条（出発遅延費用等）（1）、同条（2）または第5条（乗継遅延費用）（1）に規定する事由の発生をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険期間中で、かつ、旅行行程中に第3条（出発遅延費用等）または第5条（乗継遅延費用）に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（出発遅延費用等）

（1）当会社は、被保険者が搭乗する予定だった航空機（注）について生じた次の①から③までに掲げる事由により、その航空機の出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延費用等保険金として被保険者に支払います。

- ① 出発遅延
- ② 欠航等
- ③ 搭乗不能

（注）被保険者が最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。

（2）当会社は、被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内にその航空機または代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、出発遅延費用等保険金として被保険者に支払います。

（3）（1）または（2）の出発遅延費用等保険金の支払は、1回の出発遅延、欠航等、搭乗不能または着陸地変更について3万円を限度とします。

第4条（出発遅延費用等の範囲）

（1）第3条（出発遅延費用等）（1）および（2）の費用とは、次の①および②に掲げるものをいいます。

- ① 出発地（注1）において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設（注2）の客室料（注3）、食事代、交通費（注4）（注5）および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- ② 被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関（注6）との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用

（注1）着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。

- (注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注3) 客室料が1室あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- (注4) ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- (注5) 交通費が1台あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- (注6) その旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

(2)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第5条（乗継遅延費用）

(1) 当会社は、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機の遅延（注）によって、出発機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないときに、被保険者が費用を負担することによって被った損害を乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。

- (注) 次の①または②のいずれかの事由により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
- ① 被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航等または搭乗不能
- ② 被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更

(2)(1)の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機の遅延について3万円を限度とします。

(3)(2)の「1回の到着機の遅延」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機の遅延をいいます。

第6条（乗継遅延費用の範囲）

(1) 第5条（乗継遅延費用）(1)の費用とは、次の①および②に掲げるものをいいます。

- ① 乗継地において、その出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設（注1）の客室料（注2）、食事代、交通費（注3）（注4）および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- ② 被保険者が目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関（注5）との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用

- (注1) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- (注2) 客室料が1室あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- (注3) ホテル等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
- (注4) 交通費が1台あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- (注5) その旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。

(2)(1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑦までに掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（注2）
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第8条（事故の通知）

- （1）保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）および（2）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）第3条（出発遅延費用等）（1）、同条（2）または第5条（乗継遅延費用）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- （2）（1）の費用の額は、第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用の範囲）に規定する費用の額から、第10条（他の給付等がある場合）に規定する給付等の額を控除した額をいいます。

第10条（他の給付等がある場合）

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次の①または②の

いずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付（注）

（注）他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第11条（保険金の請求）

- （1）保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害を被った時から発生し、これを行行使できるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
 - ⑤ 第4条（出発遅延費用等の範囲）または第6条（乗継遅延費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑦ その他当会社が、普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

（注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

- （1）第3条（出発遅延費用等）（1）、同条（2）または第5条（乗継遅延費用）（1）の費用が生じたことにより被保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加して適用します。

「

- （3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
き	寄託手荷物	航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
こ	航空機	定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機をいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。
- （2）当会社が支払うべき（1）の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。

第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した、次の①から③までに掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

項目		費用の内容
①	衣類購入費	寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用（注）
②	生活必需品購入費	寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の①以外の生活必需品が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用（注）
③	身の回り品購入費	購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①または②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けたときの費用（注）

（注）購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑦までに掲げる事由のいずれかによって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（事故の通知）

- (1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (3) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
(4) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) 寄託手荷物遅延等費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
(2) 被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が寄託手荷物遅延等費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
⑤ 第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
⑥ 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
⑦ その他当会社が、普通保険約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。

(注) 寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引

	いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
--	-------------------------------

第8条（代位）

（１）第2条（保険金を支払う場合）（１）の費用が生じたことにより被保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（３）の規定を次のとおり読み替え、（４）の規定を追加して適用します。

「

（３）（１）または（２）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故により負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

旅行変更費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
う	運送・宿泊機関等	被保険者が利用を予定していた運送機関または宿泊機関等をいいます。
き	企画旅行	旅行業者が、被保険者の募集のためにあらかじめ、または被保険者からの依頼により、旅行の目的地および日程、被保険者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに被保険者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
	帰国費用	旅行にかかる費用で次の①から③までに掲げるものをいいます。ただし、②および③の費用は合計して20万円を限度とします。 ① 航空運賃等交通費 被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次のアからエまでに掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ア. 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃 イ. 傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①または③により支払われるべき費用 ウ. 疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（2）①または③により支払われるべき費用 エ. 救援者費用等補償特約第3条（費用の範囲）④または治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）（1）①、③または④により支払われるべき費用 ② 宿泊施設（注）の客室料 帰国の行程における被保険者の宿泊施設（注）の客室料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、次のアからオまでに掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ア. 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた費用 イ. 被保険者が負担することを予定していた費用 ウ. 傷害治療費用補償特約第2条（1）③により支払われるべき費用 エ. 疾病治療費用補償特約第2条（2）③により支払われるべき費用 オ. 治療・救援費用補償特約第3条（1）③により支払われるべき費用 ③ 諸雑費 国際電話料等通信費、渡航手続費等をいいます。 （注）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
	危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。
し	自動車等	自動車もしくは原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。

	出国中止	被保険者が旅行について出国を中止することをいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち	中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国することをいいます。
と	渡航先	被保険者が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りします。
ほ	保険事故	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑨までのいずれかに該当することをいいます。
り	旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。
	旅行業者	旅行業法（昭和27年法律第239号）で定められた旅行業の登録を受けた者をいいます。
	旅行代金	被保険者が旅行業者に支払った旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行サービスにかかる費用および旅券印紙代、査証料等の渡航手続き諸費用ならびにこれらに関する企画料金をいいます。ただし、払い戻しが受けられる場合は、これを控除した額とします。
	旅行変更費用 保険金額	保険証券記載の旅行変更費用保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当したことにより、旅行について出国を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行変更費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が被保険者については出国前には継続して3日以上、その他の者については出国前後にかかわらず継続して14日以上に及んだ場合（注1）に限りします。
- ③ 被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（注2）中に遭難した場合
- ④ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤ 被保険者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のアからウまでに掲げる事由のいずれかによって損害（注3）を受け、その損害の額（注4）が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発（注5）
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥ 被保険者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
- ⑦ 渡航先において、次のアからエまでに掲げる事由のいずれかが発生した場合
 - ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、

- 暴動（注6）またはテロ行為（注7）
 ウ．運送・宿泊機関等の事故または火災
 エ．渡航先に対する退避勧告等（注8）の発出（注9）
- ⑧ 被保険者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨ 被保険者に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

- （注1）これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。
- （注2）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- （注3）消防または避難に必要な処置によって当該建物または家財について生じた損害を含みます。以下同様とします。
- （注4）損害が生じた地および時における当該建物または家財の価額によって定め、当該建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- （注5）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （注6）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注7）政治的、社会的もしくは宗教、思想的な主義・主張を有する団体、個人またはこれと連帯する者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- （注8）日本国政府が発出する「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」をいいます。
- （注9）退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

（2）（1）①および②に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、（1）①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、それぞれに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を（1）①または②に該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条（費用の範囲）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、旅行にかかる費用で次の①および②に掲げるものをいいます。

項目	費用の内容
① 取消料、違約料等	被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受ける旅行サービス（注）について、出国中止または中途帰国したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行業者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。
② 渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続費のうち、被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

（注）出国後3ヵ月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が中途帰国した場合で、旅行が企画旅行である場合は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次の算式によって計算した額をいいます。

$$\frac{\text{旅行変更費用}}{\text{保険金額}} \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{第2条（1）の費用}$$

(3)(2)の旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、当会社は、旅行代金を保険金額とみなします。

(4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合で、中途帰国したときの帰国費用が(1)から(3)までにより計算された費用の額を上回る場合は、帰国費用を第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用とします。

- ① 被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等(注)の購入の予約がなされており、これから航空券等(注)の費用の支払を要する場合または航空券等(注)が購入されており、既に航空券等(注)の費用を支払っている場合
- ② 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券等(注)の費用が含まれている場合

(注) 航空券もしくは乗船券等のうち、利用する日時が被保険者の出国後3ヶ月以内で、かつ、特定されているものをいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その1)

(1)当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって第2条(保険金を支払う場合)

(1)①から⑤までのいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は第2条(1)⑤には適用しません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の旅行変更費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が旅行変更費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑧ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2)当会社は、^{けい}頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(注2)のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、旅行変更費用保険金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- （1）当会社は、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
- （2）当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。
- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、旅行変更費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等している間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき旅行変更費用保険金の額は、旅行変更費用保険金額をもって限度とします。

第7条（保険責任の始期および終期）

- （1）この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）（1）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前または保険証券記載の契約日以前に第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑨までのいずれかに該当していたためまたはその原因（注）が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金を支払いません。

（注）次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、医師の診断によります。

- ① 第2条（1）①の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ② 第2条（1）②の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ③ 第2条（1）⑧の場合においては、被保険者の隔離の直接の原因となった感染症の発病

第8条（保険料の返還）

普通保険約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、同第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、旅行行程が開始していないことを条件として既に払い込まれたこの特約にかかる保険料以外の保険料についてはその全額を返還します。

第9条（事故の通知）

- （1）保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国中止の状況または中途帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者

は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （３）（１）および（２）のほか、保険事故の発生により被保険者が出国中止した場合または中途帰国した場合は、保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第２条（保険金を支払う場合）（１）の費用の発生の防止または軽減に努めなければなりません。
- （４）保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、（１）から（３）までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （５）保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて旅行変更費用保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- （１）旅行変更費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- （２）被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が旅行変更費用保険金の支払を請求する場合は、別表２に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第２条（保険金を支払う場合）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第３条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を旅行変更費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（代位）

- （１）第２条（保険金を支払う場合）（１）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行変更費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度
①	当会社が費用の全額を旅行変更費用保険金として支払った場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、旅行変更費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- （２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者、被保険者および旅行変更費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）（3）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因（注3）が生じる前に

（注3） 次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、医師の診断によります。

- ① この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ② この特約第2条（1）②の場合においては、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ③ この特約第2条（1）⑧の場合においては、被保険者の隔離の直接の原因となった感染症の発病

と読み替えて適用します。

第14条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加して適用します。

（3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故により保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 第5条（保険金を支払わない場合—その2）（1）の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

別表2 保険金請求書類

	出国中止または中途帰国の原因となった第2条（保険金を支払う場合）（1）の事由						
	①②	③④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ （傷害の場合）		○				
4. 公の機関（注1）の事故証明書	○ （傷害の場合）		○		○		
5. 疾病が保険料領収日または保険証券記載の契約日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○ （疾病の場合）						
6. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書類	○						
7. 第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書。企画旅行の場合は、旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○
8. 中途帰国の場合は、帰国費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○	
9. 保険契約者、被保険者または旅行変更費用保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○
10. 旅行変更費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）	○	○	○	○	○	○	○
11. 被保険者が第2条（1）③または④に該当したことを証明する書類		○					
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○						
13. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○						
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○				
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○			
16. 渡航先を証明する書類					○		
17. 第2条（1）⑦の事由が発生したことを証明する書類					○		
18. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証						○	

明する書類							
19. 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条（市町村長の避難の指示等）または第 61 条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類							○
20. 当社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○

（注 1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注 2）旅行変更費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

出国中止費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑨までのいずれかに該当したことにより出国を中止した場合には、旅行変更費用保険金を支払いません。

クルーズ旅行取消費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
く クルーズ旅行取消費用保険金額	保険証券記載のクルーズ旅行取消費用保険金額をいいます。
し 疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
と 同室予約者	被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ被保険者と同一の船舶内の客室に宿泊予約している者をいいます。ただし、定員4人以下の客室を予約している場合に限りします。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りします。
ほ 保険事故	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑥までのいずれかに該当することをいいます。
り 旅行	保険証券記載の海外旅行をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が旅行について次の①から⑥までのいずれかに該当したことにより出国を中止した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、取消費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等以内の親族が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始した場合。ただし、入院が継続して被保険者および同室予約者については3日以上、その他の者については7日以上に及んだ場合（注1）に限りします。
- ③ 被保険者または同室予約者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次のアからウまでに掲げる事由のいずれかによって損害（注2）を受け、その損害の額（注3）が100万円以上となった場合
 - ア. 火災、落雷、破裂または爆発（注4）
 - イ. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
 - ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ④ 被保険者または同室予約者が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
- ⑤ 被保険者または同室予約者が傷害または疾病を直接の原因として治療を受け、医師の指示

により出国を中止した場合

- ⑥ 被保険者に対して災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

- （注1）これらの日数を経過しない場合でも、入院中死亡に至った場合を含むものとします。
- （注2）消防または避難に必要な処置によって当該建物または家財について生じた損害を含みます。以下同様とします。
- （注3）損害が生じた地および時における当該建物または家財の価額によって定め、当該建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- （注4）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またその現象をいいます。

- （2）（1）①および②に規定する被保険者または同室予約者とこれらの者以外の者との続柄は、（1）①または②に該当した時におけるものをいいます。ただし、それぞれに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を（1）①または②に該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条（費用の範囲）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、旅行にかかる費用で次の①および②に掲げるものをいいます。

項目		費用の内容
①	取消料、違約料等	被保険者が出国を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、運送・宿泊機関等または旅行者との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。
②	渡航手続費	渡航手続費（注）として、被保険者が出国を中止したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用をいいます。ただし、出国を中止した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。

（注）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

- （2）（1）の規定にかかわらず、既に被保険者が提供を受けた運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの対価は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用には含まれません。
- （3）（1）の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②、③および⑤のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。なお、④および⑤に掲げる事由は第2条（1）③には適用しません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の取消費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が取消費用保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、取消費用保険金の支払の対象とします。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に

生じた事故

- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑧ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故もしくは疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故もしくは疾病
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当会社は、^{けい}頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものによって第2条（保険金を支払う場合）（1）②または⑤に該当したことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、取消費用保険金を支払いません。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- （1）当会社は、被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②または⑤のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
- （2）当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害または疾病によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①、②または⑤のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。
- ① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、取消費用保険金の支払の対象とします。
 - ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、取消費用保険金の支払の対象とします。
 - ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等している間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき取消費用保険金の額は、クルーズ旅行取消費用保険金額をもって限度とします。

第7条（保険責任の始期および終期）

- （1）この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の契約日の翌日の午前0時に始まり、被保険者が出国した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）（1）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前または保険証券に記載された契約日より前に第2条（保険金を支払う場合）（1）①から⑥までのいずれかに該当していたためまたはそ

の原因（注）が生じていたため保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、取消費用保険金を支払いません。

（注）次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、医師の診断によります。

- ① 第2条（1）①の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ② 第2条（1）②の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは2親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ③ 第2条（1）⑤の場合においては、医師の指示による出国中止の直接の原因となった被保険者または同室予約者の傷害の発生または疾病の発病

（4）（3）における発病の認定は、医師の診断によります。

第8条（保険料の返還）

- （1）当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（1）の規定に基づき保険契約を解除する場合に限り、既に払い込まれたこの特約にかかる保険料を返還します。
- （2）普通保険約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、旅行行程が開始していないことを条件として既に払い込まれたこの特約にかかる保険料以外の保険料についてはその全額を返還します。

第9条（事故の通知）

- （1）保険事故の発生により被保険者が出国を中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび出国の中止の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （3）（1）および（2）のほか、保険事故の発生により被保険者が出国を中止した場合は、保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、その旨を運送・宿泊機関等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等第3条（費用の範囲）の費用の発生の防止または軽減に努めなければなりません。
- （4）保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者は、（1）から（3）までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- （5）保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）から（4）までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて取消費用保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- （1）取消費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- （2）被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が取消費用保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を取消費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（代位）

（１）第２条（保険金を支払う場合）（１）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して取消費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当社が費用の全額を取消費用保険金として支払った場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が取得した債権の額から、取消費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および取消費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第６条（告知義務）（３）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「この特約の保険事故またはその原因（注３）が生じる前に

（注３）次の①から③までのいずれかのことをいいます。この場合において、発病の認定は、医師の診断によります。

- ① この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）①の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは３親等以内の親族の死亡もしくは危篤の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ② この特約第２条（１）②の場合においては、被保険者、同室予約者またはこれらの者の配偶者もしくは２親等以内の親族の入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病
- ③ この特約第２条（１）⑤の場合においては、医師の指示による出国中止の直接の原因となった被保険者または同室予約者の傷害の発生または疾病の発病

と読み替えて適用します。

第14条（重大事由解除に関する特則）

当社は、普通保険約款第１３条（重大事由による解除）（３）の規定を次のとおり読み替え、（４）の規定を追加して適用します。

（３）（１）または（２）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故により保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者、被保険者または取消費用保険金を受け取るべき者が（１）③アからオまでの

いずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または取消費
用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

」

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表１ 第5条（保険金を支払わない場合－その２）（１）の運動等

山岳登山（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。
（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注３）職務として操縦する場合を除きます。
（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

別表２ 保険金請求書類

	出国中止の原因となった第2条 （保険金を支払う場合）（１）の事由					
	①	②	③	④	⑤	⑥
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○
3. 旅行契約書等旅行契約の存在を証明する書類	○	○	○	○	○	○
4. 第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○
5. 保険契約者、被保険者または取消費 用保険金を受け取るべき者の 印鑑証明書	○	○	○	○	○	○
6. 取消費 用保険金の請求の委任を 証する書類および委任を受けた者の 印鑑証明書（注１）	○	○	○	○	○	○
7. 同室予約者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	
8. 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ （傷害の 場合）	○ （傷害の 場合）	○		○ （傷害の 場合）	
9. 公の機関（注２）の事故証明書	○ （傷害の 場合）	○ （傷害の 場合）	○		○ （傷害の 場合）	
10. 疾病が保険料領収日または保険 証券記載の契約日のうちいずれか 遅い日以降に発病していることを 証明する医師の診断書	○ （疾病の 場合）	○ （疾病の 場合）			○ （疾病の 場合）	
11. 入院開始日および入院日数を記載した病院または診療所の証明書		○				

類						
12. 死亡診断書および死体検案書または危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○					
13. 被保険者または同室予約者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○	○				
14. 建物または家財の損害の程度を証明する書類			○			
15. 裁判所へ出頭したことを証明する書類				○		
16. 医師の指示により出国を中止したことを記載した病院または診療所の証明書類					○	
17. 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条（市町村長の避難の指示等）または第 61 条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類						○
18. 当会社が普通保険約款第 20 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○

（注 1）取消費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

（注 2）やむを得ない場合には、第三者とします。

留守宅家財盗難補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金をいいます。
と	盗難	窃盗または強盗のために生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
ほ	保険価額	その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険事故	保険の対象である家財の盗難をいいます。
る	留守宅家財盗難 保険金額	保険証券記載の留守宅家財盗難保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が旅行行程中に保険証券記載の住居内に収容されている保険の対象である家財について盗難によって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い留守宅家財盗難保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑪までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、留守宅家財盗難保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 保険契約者および被保険者の親族、使用人、同居人ならびに住居を管理する者が自ら行った盗難または荷担した盗難
- ④ 地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- ⑤ 火災または破裂・爆発の際における盗難
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象の際における盗難
- ⑦ 核燃料物質（注2）または核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故の際における盗難
- ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故の際における盗難またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた盗難
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染の際における盗難
- ⑩ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ⑪ 旅行行程終了後60日以内に知ることができなかった盗難

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

（1）被保険者の親族の所有する物は、保険の対象に含みます。

（2）次の①から④までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 株券・手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、通貨および小切手については保険の対象に含まれます。
- ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカードその他これらに類する物
- ③ 船舶（注2）、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品
- ④ 動物および植物

（注1）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

（注2）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

（3）次の①または②に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれない。

いものとしします。

- ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- ② 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物

第5条（損害額の決定）

- （1）当会社が留守宅家財盗難保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- （2）保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含みません。
- （3）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）および（2）の規定によって損害額を決定します。
- （4）第7条（盗難の発生）（3）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- （5）（1）から（4）までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険の対象の保険価額をもって損害額とします。
- （6）保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が通貨および小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計額が50,000円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

第6条（支払保険金）

当会社が1回の保険事故につき支払うべき留守宅家財盗難保険金の額は、次の算式によって計算した金額とします。ただし、留守宅家財盗難保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。

$$\begin{array}{lcl} \text{第5条（損害額の決定）の規定により計算した損害額} & - & \text{保険証券記載の免責金額} \\ & = & \text{当会社が支払うべき留守宅家財盗難保険金の額} \end{array}$$

第7条（盗難の発生）

- （1）保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、保険の対象について保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 保険の対象が盗難にあったことをただちに警察署に届け出ること。盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、警察署のほか、その小切手の振出人（注1）および支払金融機関にただちに届け出ること。
 - ③ 盗取された保険の対象の発見、回収に努めること。
 - ④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）被保険者が振出人である場合を除きます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）①から⑥までの規定に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑥までの金額を差し引いた残額を損害額とみなします。

該当する規定		差し引く金額
①	（1）①の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
②	（1）②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

③	(1) ③の義務に違反した場合	防止または軽減できたと認められる額
④	(1) ④の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
⑤	(1) ⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑥	(1) ⑥の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

(3) 当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。

- ① (1) ③の保険の対象の発見、回収に要した費用のうちで当会社が必要または有益であったと認められたもの
- ② (1) ④の手続きのために必要な費用

第8条（保険金の請求）

(1) 留守宅家財盗難保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が留守宅家財盗難保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 警察署の盗難届出証明書
- ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ⑥ 留守宅家財盗難保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
- ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）留守宅家財盗難保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を留守宅家財盗難保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額（注）を基準として計算した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき留守宅家財盗難保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて計算した額を支払います。

（注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(3) (1) ②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対

象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第11条（盗難品の帰属）

- （１）盗取された保険の対象について、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第7条（盗難の発生）（３）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- （２）盗取された保険の対象について、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権は留守宅家財盗難保険金の保険価額に対する割合によって当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた留守宅家財盗難保険金に相当する額（注）を当会社へ支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。

（注）第7条（盗難の発生）（３）①の費用に対する留守宅家財盗難保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

- （３）（１）または（２）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して留守宅家財盗難保険金を請求することができます。この場合において、当会社が留守宅家財盗難保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第12条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して留守宅家財盗難保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が損害の額の全額を留守宅家財盗難保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、留守宅家財盗難保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者、被保険者および留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（３）の規定を次のとおり読み替え、（４）の規定を追加して適用します。

「

- （３）（１）または（２）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （４）保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または留守宅家財盗難保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

留学継続費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
か	学校	一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
ふ	扶養者	被保険者の親族のうち、被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ	保険事故	扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当することをいいます。
り	留学	勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、扶養者が次の①または②のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、留学継続費用保険金を被保険者に支払います。

① 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 保険期間中に扶養者が傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の1.から10.までに掲げる区分において100%の割合に認定された場合

（2）（1）②の規定にかかわらず、扶養者が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

（3）（1）②の規定にいう別表1の1.から10.までに該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、別表1の1.（3）、（4）、2.（3）、4.（4）および5.（2）に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。

（4）傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し（1）から（3）までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合には、留学継続費用保険金を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。

（5）（1）②において、既に身体に障害のあった扶養者が（1）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2の1.から4.までのいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1の1.から10.までに掲げる割合を適用します。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑪までに掲げる事由のいずれかによって扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当する状態になった場合の損失に対しては、留学継続費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失

② 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 扶養者に対する刑の執行

④ 扶養者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失

- ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が留学継続費用保険金を支払うべき傷害を治療する場合には、留学継続費用保険金の支払の対象とします。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑨ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑧または⑨の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済み燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、留学継続費用保険金を支払いません。

- ① 扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①または②のいずれかに該当する状態になった時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒（注）でない場合
- ② 扶養者が第2条（1）①または②のいずれかに該当する状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合

（注）学校への入学手続を終えた者を含みます。

第5条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（保険金の支払額）

（1）当会社は、次の算式によって計算した金額を留学継続費用保険金として一時に支払います。

$$\begin{array}{l} \text{扶養者が第2条（保険金を支払う場合）} \\ \text{（1）に規定する状態になった時（注）から} \\ \text{保険証券記載の予定留学終了時までの} \\ \text{期間} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載の留} \\ \text{学継続費用保険金} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{留学継続費用保} \\ \text{険金の額} \end{array}$$

（注）被保険者が留学のために出国していない場合には出国したときをいいます。

（2）（1）に規定する期間が1年に満たない場合または（1）に規定する期間に1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により留学継続費用保険金の額を決定します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

区分		支払額
①	他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合	損害の額（注）から左記の保険金もしくは共済金の金額を差し引いた額に対してのみ留学継続費用保険金を支払います。

②	①以外の場合	この保険契約により支払うべき留学継続費用保険金の額を支払います。
---	--------	----------------------------------

(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面等をもってその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券記載の扶養者について、この特約を適用します。

第9条（事故の通知）

(1) 保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者は、損失が発生したことを知った場合は、次の①から④までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。
- ③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から④までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第10条（保険金の請求）

- (1) 留学継続費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）(1)①または②のいずれかに該当する状態になった時から発生し、これを行行使することができます。
- (2) 被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が留学継続費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

請求書類	第2条（保険金を支払う場合）(1)の事由	
	①	②
① 保険金請求書	○	○
② 保険証券	○	○
③ 当会社の定める傷害状況報告書および公の機関（注1）の事故証明書	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書	○	
⑤ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書		○
⑥ 被保険者の印鑑証明書または旅券	○	○
⑦ 被保険者の戸籍謄本	○	○
⑧ 扶養者が被保険者の親族であったことを証明する書類	○	○
⑨ 保険事故発生時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類	○	○

⑩ 保険事故発生時に、被保険者が学校に在籍する学生または生徒（注2）であったことを証明する書類	○	○
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）	○	○
⑫ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○

（注1）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2）学校への入学手続を終えた者を含みます。

（注3）留学継続費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第9条（事故の通知）の規定による通知または第10条（保険金の請求）および普通保険約款第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他留学継続費用保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、扶養者または留学継続費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第12条（特約の失効）

（1）保険契約締結の後、次の①から③までに掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この特約は効力を失います。

① 当会社が留学継続費用保険金を支払った場合

② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合

③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

（2）当会社は、（1）の①から③までのいずれかに該当した場合には次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{この特約の保険料} \times \frac{\text{未経過期間日数}}{\text{保険期間日数}} = \text{返還する保険料}$$

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）（3）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第14条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加して適用します。

「

（3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または留学継続費用保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第15条（準用規定）

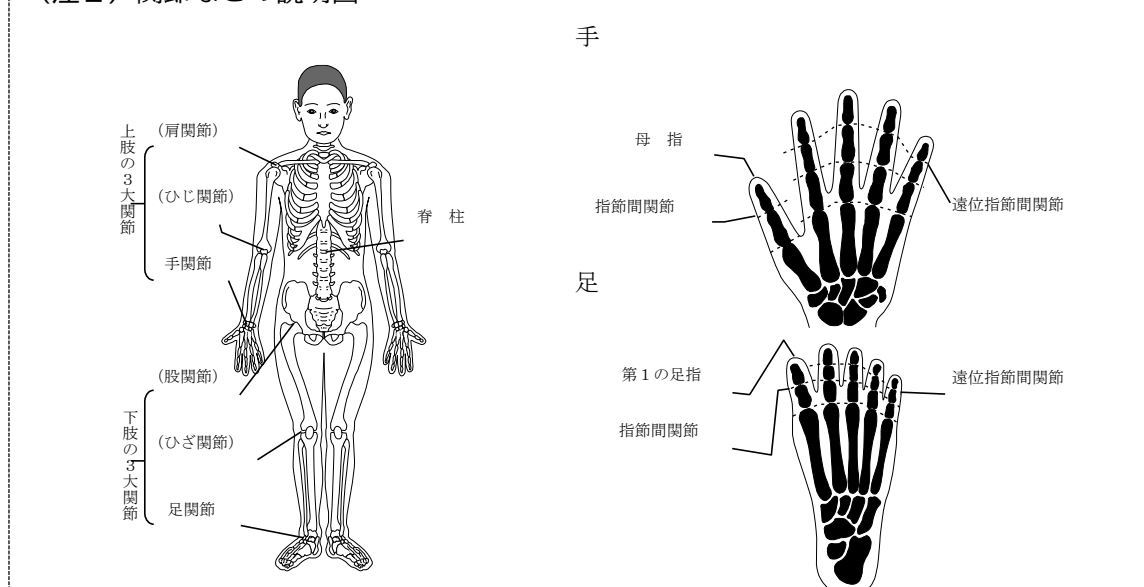
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 後遺障害区分表

後遺障害の部位等	後遺障害の内容	後遺障害支払割合
1. 眼の障害	(1) 両眼が失明した場合	100%
	(2) 1眼が失明した場合	60%
	(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
	(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
	(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
	(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
	(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
	(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
	(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
	(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
	(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
	(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
	(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
	(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
	(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
	(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
	(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
	(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
	(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
	(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
	(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他	その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

(注1) 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節などの説明図



別表2 第2条（保険金を支払う場合）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
3. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

(注1) 2. および3. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1（注2）の図に示すところによります。

(注2) 2. および3. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

賠償責任危険補償特約（長期契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ 財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
し 住宅	被保険者の旅行の目的のために供されるホテル等の宿泊施設または住宅等の居住施設（注）をいいます。 （注）その宿泊施設または居住施設の敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。
身体障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
そ 損害賠償請求権者	保険事故により、この特約の被保険者に対し法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
は 賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
ほ 保険事故	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する原因となった次の①または②のいずれかに起因する偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理 ② 被保険者の日常生活（注） （注）住宅および住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
め 免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険期間中に発生した保険事故による他人の身体障害または他人の財物の破損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、賠償責任保険金を支払います。

（2）（1）の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等（注）を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人の身体障害または財物の破損を生じさせたことについて、親権者等（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。

（注）責任無能力者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が、次の①から⑪までに掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行またはアルバイト業務（注１）の遂行に起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注２）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のアからウまでに掲げる損害については、賠償責任保険金の支払の対象とします。
 - ア．ホテル等の宿泊施設の客室（注３）に与えた損害
 - イ．火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水による水濡れにより住宅に与えた損害
 - ウ．賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活動産に与えた損害
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注４）、車両（注５）、銃器（注６）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 汚染物質（注７）の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質（注７）の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は賠償責任保険金の支払の対象とします。
- ⑪ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

（注１）一時的、臨時的に収入を得るために、夏期休暇、冬期休暇、年度休暇等に行う仕事または勉学と両立させる形で期間を限って行う仕事をいいます。

（注２）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注３）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

（注４）原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

（注５）原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャーを目的として使用中のスノーモービルおよび観光または見学を目的として使用中の電動立ち乗り二輪車（セグウェイ等をいいます。）を除きます。

（注６）空気銃を除きます。

（注７）固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、第8条（事故の通知）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用
- ③ 保険事故が発生した場合において、被保険者が第8条（１）④に規定する第三者に対する求償権の保全または行使のために要した費用
- ④ 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

- ⑥ 第9条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 1回の保険事故につき、次の算式によって計算した額。ただし、1回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。

$$\text{第5条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金の額} - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{当会社が支払う金額}$$

- ② 第5条②から⑥までの費用については、その全額。ただし、同条⑤の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式にて計算した金額を支払います。

$$\text{第5条⑤の費用} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{第5条①の損害賠償金の額}} = \text{当会社が支払う金額}$$

第7条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第5条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第8条（事故の通知）

- （1）保険事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による

通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ④ 第三者に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （２）保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の①から⑧までの金額を差し引いて保険金を支払います。

該当する規定		差し引く金額
①	（１）①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	（１）②の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額
③	（１）③の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額
④	（１）④の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
⑤	（１）⑤の義務に違反した場合	損害賠償責任がないと認められる額
⑥	（１）⑥の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額
⑦	（１）⑦の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額
⑧	（１）⑧の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額

第9条（当会社による解決）

- （１）当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- （２）被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定による協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合には、次の①または②のとおりに取り扱います。

区分		支払額
①	他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合	損害の額（注）から左記の保険金もしくは共済金の金額を差し引いた額に対してのみ賠償責任保険金を支払います。
②	①以外の場合	この保険契約により支払うべき賠償責任保険金の額を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

- (1) 賠償責任保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①または②のいずれかの時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について判決が確定した時
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が、賠償責任保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度
①	当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および賠償責任保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- (3) (1) または（2）の規定による解除が損害の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または賠償責任保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① （1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

生活用動産損害補償特約（長期契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。 (注) 定期券は除きます。
せ 生活用動産損害保険金額	保険証券記載の生活用動産損害保険金額をいいます。
ほ 保険価額	その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険事故	損害の原因となった偶然な事故をいいます。
保険年度	初年度については保険期間の初日から1年間。また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応答日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日から端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
め 免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって、保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、生活用動産損害保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①から⑩までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害または次の①から⑩までに掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 生活用動産損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、生活用動産損害保険金の支払の対象とします。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、蒸発その他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等

- ⑪ 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑫ 保険の対象に対する修理、調整、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣
- ⑬ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。
- ⑭ 詐欺または横領
- ⑮ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑯ 楽器の音色または音質の変化

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次の①から④までに掲げる損害に対しては、生活用動産損害保険金を支払いません。ただし、これらの損害が火災、落雷、爆発、破裂、地震、噴火、台風・暴風・暴風雨・せん風・たつ巻・洪水・高潮・豪雨などの風水災、航空機の墜落、車両の飛び込みまたは盗難の結果として生じた場合を除きます。

- ① ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の破損
- ② 温度または湿度の変化によって保険の対象に生じた損害
- ③ 保険の対象のうち管球類に生じた損害
- ④ 液体の流出

第5条（保険の対象およびその範囲）

(1) 保険の対象は、次の①または②のいずれかに該当する物に限ります。

- ① 被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の物
- ② 被保険者が海外に滞在する目的のために供されるホテル等の宿泊施設または住宅等の居住施設（注）に保管中の被保険者所有の物

(注) その宿泊施設または居住施設の敷地内の動産および不動産を含みます。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑫までに掲げる物は、保険の対象に含みません。

- ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については、保険の対象に含みます。
- ② 預金証書または貯金証書（注1）、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。次のアおよびイについては、保険の対象に含みます。
 - ア. 自動車等の運転免許証
 - イ. 旅券
- ③ 稿本、設計書、図案、コンピュータプログラムおよびそのデータ、帳簿その他これらに類する物。ただし、市販のコンピュータプログラムについては保険の対象に含みます。
- ④ 船舶（注2）、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ ウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑧ 動物および植物
- ⑨ 飲食料品および電気、ガスその他の燃料品
- ⑩ 輸送（注3）中の物
- ⑪ クリーニング、一時荷物預かりおよび修理等のため有償で業者に委託した物
- ⑫ その他保険証券記載の物

(注1) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注3) 「携行」を含みません。

第6条（損害額の決定）

- （１）当会社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- （２）保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含みません。
- （３）保険の対象が１組または１対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体に及ぼす影響を考慮し、（１）および（２）の規定によって損害額を決定します。
- （４）第8条（事故の通知）（３）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および（１）から（３）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- （５）（１）から（４）までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- （６）（１）から（５）までの規定にかかわらず、保険の対象が次の①から③までに定める物の場合には、次の①から③までの費用を損害額とします。

保険の対象		損害額とする費用
①	乗車券等	その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第8条（事故の通知）（３）の費用の合計額
②	旅券	旅券の再取得または渡航書の取得に要した次のアからエまでの費用 ア．保険事故の生じた地から旅券または渡航書発給地（注）へ赴く被保険者の交通費 イ．領事官に納付した発給手数料および電信料 ウ．旅券または渡航書発給地における被保険者のホテル客室料 エ．旅券または渡航書発給用の写真代
③	自動車等の運転免許証	国または都道府県に納付した再発給手数料

（注）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

- （７）保険の対象の１個、１組または１対について損害額が200,000円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を200,000円とみなします。ただし、保険の対象が次の①および②に掲げる物である場合において、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を50,000円とみなします。

- ① 旅券
- ② 乗車券等

第7条（支払保険金）

- （１）当会社が１回の保険事故につき支払うべき生活用動産損害保険金の額は、次の算式によります。

$$\text{第6条（損害額の決定）の規定により計算した損害額} - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{当会社が支払うべき生活用動産損害保険金の額}$$

- （２）（１）の規定にかかわらず、当会社が支払う生活用動産損害保険金の額は、同一保険年度内に生じた保険事故による損害に対して、生活用動産損害保険金額をもって限度とします。
- （３）（２）の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき生活用動産損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または生活用動産損害保険金額のいずれか低い額をもって、同一年度中の支払の限度とします。

第8条（事故の通知）

- （１）保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

- ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を保険事故発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
- ④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が故意または重大な過失によって（1）①から⑤までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の①から⑤までの金額を差し引いた残額を損害額とみなします。

該当する規定		差し引く金額
①	（1）①の義務に違反した場合	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	（1）②の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
③	（1）③の義務に違反した場合	他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
④	（1）④の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額
⑤	（1）⑤の義務に違反した場合	それによって当会社が被った損害の額

- （3）当会社は、次の①および②に掲げる費用を支払います。

- ① （1）①の発生および拡大の防止のために要した費用のうち、必要または有益であったと認められるもの
- ② （1）③の手續のために必要な費用

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を生活用動産損害保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- （2）（1）の場合において、他の保険契約等に再調達価額（注）を基準として計算した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき生活用動産損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて計算した額を支払います。

（注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

- （3）（1）②の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合に

は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。

第11条（残存物および盗難品の帰属）

- （1）当会社が生活用動産損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の権利は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- （2）盗取された保険の対象について、当会社が生活用動産損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第8条（事故の通知）（3）①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- （3）（2）の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- （4）盗取された保険の対象について、当会社が生活用動産損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権は生活用動産損害保険金の保険価額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた生活用動産損害保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権を取得することができます。

（注1）保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

（注2）第8条（事故の通知）（3）①の費用に対する生活用動産損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

- （5）（2）または（4）ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して生活用動産損害保険金を請求することができます。この場合において、当会社が生活用動産損害保険金を支払うべき損害額は第6条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第12条（保険金の請求）

- （1）生活用動産損害保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が生活用動産損害保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 生活用動産損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）生活用動産損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第13条（代位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して生活用動産損害保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
----	------------

①	当会社が損害の額の全額を生活用動産損害保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、生活用動産損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および生活用動産損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加して適用します。

「

(3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または生活用動産損害保険金を受け取るべき者に生じた損害等については適用しません。

」

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第5条（保険の対象およびその範囲）（2）⑤の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

旅行中の事故による緊急費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
せ	責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
た	代替機	代替となる他の航空機をいいます。
ち	着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
と	搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能をいいます。
	到着機	乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった予期せぬ偶然な事故の発生をいいます。
り	旅行事故緊急費用保険金額	保険証券記載の旅行事故緊急費用保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故の直接の結果として、責任期間中に負担を余儀なくされた費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、旅行事故緊急費用保険金として被保険者に支払います。
- （2）（1）の「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行者（注）によりその発生の証明がなされるものに限りします。

（注）海外において地上手配業務を業とするツアーオペレーターを含みます。

- （3）当社がこの保険契約に基づいて支払うべき旅行事故緊急費用保険金の額は、第3条（旅行事故緊急費用の範囲）（1）①から⑥までの費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額を、同条（1）⑦の費用については保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。

第3条（旅行事故緊急費用の範囲）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次の①から⑦までに掲げるものをいいます。ただし、この保険契約に付帯された他の特約において保険金の支払の対象となる費用の額を除きます。また、①から⑤までの費用を支払う場合には、負担を予定していた金額を、①から③までの費用を支払う場合には、⑥により支払うべき金額および被保険者が払戻しを受けた金額をそれぞれ控除します。

- ① 交通費（注1）
- ② 宿泊施設（注2）の客室料（注3）
- ③ 被保険者が、次のアまたはイのいずれかの事由により、出発地（注4）または乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担した食事代（注5）
ア. 次の（ア）または（イ）のいずれかの事由により、その航空機の出発予定時刻（注6）

- から6時間以内に代替機（注7）を利用できなかったこと。
- （ア）被保険者が搭乗する予定であった航空機（注8）について発生した、出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能
- （イ）被保険者が搭乗した航空機について発生した着陸地変更
- イ．到着機の遅延（注9）によって、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機に搭乗することができず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかったこと。
- ④ 国際電話料等通信費
- ⑤ 渡航手続費（注10）
- ⑥ 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスについて、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスの提供または手配を行う機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用
- ⑦ 航空機（注11）への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物（注12）が、その航空機（注11）が予定していた目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、被保険者がその目的地において負担した身の回り品の購入費用（注13）。ただし、航空機（注11）がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。

- （注1）交通費が1台あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- （注2）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- （注3）客室料が1室あたりの料金で定められている場合は、被保険者以外の者が負担すべき費用は除きます。
- （注4）着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。
- （注5）保険期間を通じ旅行事故緊急費用保険金額の10%を限度とします。
- （注6）着陸地変更が発生した場合には着陸した時刻をいいます。
- （注7）（イ）の場合には、着陸地変更したその航空機を含みます。
- （注8）被保険者が最初に搭乗する予定だった航空機をいい、その航空機の代替となる他の航空機は含みません。
- （注9）被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機に着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。
- （注10）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
- （注11）定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。
- （注12）旅行行程中に携行する身の回り品に限ります。
- （注13）身の回り品の貸与を受けた場合の費用を含みます。なお、購入する場合はその物の代金、貸与を受ける場合はその物の使用料をいい、他人への謝礼および礼金は含みません。

- （2）被保険者が負担した（1）の費用が、社会通念上妥当と認められる金額、または、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を超える場合には、当会社はその超過額に対しては旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
- ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
- イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
- ⑥ 歯科疾病の発病または症状の悪化
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑬ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって生じた費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に被った傷害によって負担した費用に対しては、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、旅行事故緊急費用保険金の支払の対象とします。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、旅行事故緊急費用保険金の支払の対象とします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（5）のほか、保険料領収前または責任期間開始前に原因の生じた保険事故に対しても、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。

第7条（事故の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 保険事故発生の日時、場所、費用発生の状況を、保険事故の発生日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 第三者に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行

使について必要な手続きをすること。

- ④ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）①から⑤までの規定に違反した場合は、当社は、次の①から③までに掲げる金額を差し引いて旅行事故緊急費用保険金を支払います。

該当する規定		差し引く金額
①	（1）①の義務に違反した場合	費用の発生および拡大を防止することができたと認められる額
②	（1）②、④または⑤の義務に違反した場合	それによって当社が被った損害の額
③	（1）③の義務に違反した場合	第三者に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

（注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（3）当社は、次の①および②に掲げる費用を支払います。

- ① （1）①の費用の発生および拡大の防止のために必要とした費用のうちで社会通念上必要または有益であったと認められるもの
- ② （1）③の手続きのために必要な費用

第8条（保険金の請求）

（1）旅行事故緊急費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が旅行事故緊急費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑧までに掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当社の定める事故状況報告書
- ④ 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者（注1）の事故証明書
- ⑤ 第3条（旅行事故緊急費用の範囲）（1）①から⑦までに掲げる費用の支出を証明する領収書または精算書
- ⑥ 旅行事故緊急費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明（注2）
- ⑦ 疾病が保険料領収日または責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
- ⑧ その他当社が普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1） 海外において地上手配業務を業とするツアーオペレーターを含みます。

（注2） 旅行事故緊急費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、支払限度額（注）を超えるときは、当社は、次に定める額を旅行事故緊急費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払限度額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

第10条（代位）

（１）第２条（保険金を支払う場合）（１）の費用が生じたことにより被保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して旅行事故緊急費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を旅行事故緊急費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、旅行事故緊急費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第６条（告知義務）（３）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのを「保険事故またはその原因が発生する前に」と読み替えて適用します。

第12条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第１３条（重大事由による解除）（３）の規定を次のとおり読み替え、（４）の規定を追加して適用します。

「

（３）（１）または（２）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第１４条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から⑤までの事由または（２）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故により負担を余儀なくされた費用に対しては、当会社は、旅行事故緊急費用保険金を支払いません。この場合において、既に旅行事故緊急費用保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または旅行事故緊急費用保険金を受け取るべき者が負担を余儀なくされた費用については適用しません。

」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表 第５条（保険金を支払わない場合－その２）①の運動等

山岳登山（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、ス

カイトダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合は除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

一時帰国中補償特約

(1) 当会社は、保険期間の中途において被保険者が一時的に帰国する場合には、次の①または②のいずれかに掲げる期間も旅行行程中とみなし、この特約、(2)に掲げる特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- ① 被保険者が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に規定する居住者であるときは、帰国した日（注）の翌日から起算して30日間
- ② 被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者であるときは、帰国した日（注）の翌日から起算して90日間

（注）入国手続を行った日をいいます。

(2) (1) ①または②のいずれかに規定する期間に該当した場合に支払う保険金は下表の①から⑦までの特約に規定するとおりです。

特約名称		保険金の種類
①	傷害死亡保険金支払特約	傷害死亡保険金
②	傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）または傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）	傷害後遺障害保険金
③	傷害治療費用補償特約	傷害治療費用保険金
④	疾病治療費用補償特約	疾病治療費用保険金
⑤	治療・救援費用補償特約	治療・救援費用保険金
⑥	疾病死亡保険金支払特約	疾病死亡保険金
⑦	賠償責任危険補償特約	賠償責任保険金

(3) (1) の①または②に規定する期間を経過した後に被保険者が海外渡航をする場合には、出国手続を完了した時から旅行行程が再開するものとします。

戦争危険等免責に関する一部修正特約

(1) 当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合－その1）⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、これらに該当するかどうかに関わらず、テロ行為（注）を除きます。

（注）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

」

(2) 当会社は、この保険契約に付帯された他の特約に、(1)と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

運動危険等補償特約

第1条（傷害死亡保険金支払特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷害死亡保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第2条（傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷害後遺障害保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第3条（傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらに対応する保険料を支払っていない場合には、傷害後遺障害保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第4条（疾病死亡保険金支払特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、

「 当会社は、被保険者が山岳登はん（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。」

とあるのは、

「 当会社は、被保険者が山岳登はん（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、保険契約者があらかじめこれらに対応する保険料を支払っていない場合には、疾病死亡保険金を支払いません。」

と読み替えます。

第5条（治療・救援費用補償特約の読み替え）

（1）当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）④を次のとおり読み替えます。

「

④	行方不明、遭難または事故	被保険者が次のアからオまでのいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合
---	--------------	--

	イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 オ. 被保険者が山岳登山（注7）中に遭難した場合。ただし、山岳登山（注7）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。 （ア）警察その他の公的機関 （イ）サルベージ会社もしくは航空会社 （ウ）遭難救助隊
--	--

（注7）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

（2）当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第5条（保険金を支払わない場合—その2）を次のとおり読み替えます。

- ①「（1）当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害により第2条（保険金を支払う場合）（1）①に該当し第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。」

とあるのは、

「（1）当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に被った傷害により第2条（保険金を支払う場合）（1）①に該当し第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払いません。」

- ②「（2）当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）（1）①、③または④のいずれかに該当し、被保険者等が第3条（費用の範囲）（1）に掲げる費用を支出した場合でも、治療・救援費用保険金を支払いません。」

とあるのは、

「（2）当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）（1）①、③または④のいずれかに該当し、被保険者等が第3条（費用の範囲）（1）に掲げる費用を支出した場合でも、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払いません。」

- ③「（3）当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に高山病を発病し第2条（保険金を支払う場合）（1）②のいずれかに該当した場合で、第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出したときでも、治療・救援費用保険金を支払いません。」

とあるのは、

「（3）当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に高山病を発病し第2条（保険金を支払う場合）（1）②のいずれかに該当した場合で、第3条（費用の範囲）（1）①から③までに定める費用を支出したときでも、保険契約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていない場合には、治療・救援費用保険金を支払いません。」

（3）当会社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第12条（事故の通知）（1）②の規定中、「第2条（1）④アまたはイのいずれかの場合」とあるのは、「第2条（1）④ア、イまたはオのいずれかの場合」と読み替えます。

第6条（傷害治療費用補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、
「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。」
とあるのは、
「 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた保険事故に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、傷害治療費用保険金を支払いません。」
と読み替えます。

第7条（疾病治療費用補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中、
「 当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。」
とあるのは、
「 当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病に対しては、保険契約者があらかじめこれに対応する保険料を支払っていない場合には、疾病治療費用保険金を支払いません。」
と読み替えます。

第8条（救援者費用等補償特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に救援者費用等補償特約が付帯されている場合には、同特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 第2条（保険金を支払う場合）（1）③を次のとおり読み替えます。

③	行方不明、遭難または事故	被保険者が次のアからオまでのいずれかに該当した場合 ア. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合 イ. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合 ウ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 エ. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 オ. 被保険者が山岳登山（注3）中に遭難した場合。ただし、山岳登山（注3）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。 （ア）警察その他の公的機関 （イ）サルベージ会社もしくは航空会社 （ウ）遭難救助隊
---	--------------	--

（注3）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

② 第5条（保険金を支払わない場合－その2）を次のとおり読み替えます。

「 当会社は、被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間に第2条（保険金を支払う場合）（1）②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合には、救援者費用等保険金を支払いません。」

- ③ 第10条（事故の通知）（1）②の規定中、「第2条（1）③アまたはイのいずれかの場合」とあるのは、「第2条（1）③ア、イまたはオのいずれかの場合」と読み替えます。

第9条（家族旅行特約の読み替え）

当会社は、この特約により、この保険契約に家族旅行特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険責任期間の延長）（1）③を次のとおり読み替えます。

③	行方不明、遭難 または事故	被保険者が、次のアからオまでのいずれかに該当した場合 ア．責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合 イ．責任期間中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が遭難した場合 ウ．責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 エ．責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 オ．被保険者が山岳登山（注3）中に遭難した場合。ただし、山岳登山（注3）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。 （ア）警察その他の公的機関 （イ）サルベージ会社もしくは航空会社 （ウ）遭難救助隊
---	------------------	--

（注3）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

緊急一時帰国費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
か	海外渡航期間	旅行行程開始後、被保険者が最初の出国手続を完了した時から、海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続を完了した時まで（注）をいいます。ただし、その出国からその入国までの期間が、3か月間以上の場合に限ります。 （注）緊急一時帰国している期間を除きます。
	海外の住宅	保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される海外の住宅をいいます。
き	危篤	重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
	緊急一時帰国特約付海外旅行保険契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約をいいます。
け	継続契約	普通保険約款および緊急一時帰国特約付海外旅行保険契約の保険期間の終了日（注）の翌日を保険期間の開始日とする緊急一時帰国特約付海外旅行保険契約をいいます。 （注）その緊急一時帰国特約付海外旅行保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
こ	航空券等	利用する日時が特定されている航空券または乗船券等をいいます。
し	支払責任額	他の保険契約等がないものとして計算した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
た	他の給付制度等	保険契約者または被保険者の第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用負担を軽減する企業体等の規程に基づく制度等をいいます。
ほ	保険事故	被保険者が第2条（1）①から③までのいずれかに該当することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより、緊急一時帰国をしたために保険契約者または被保険者が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、緊急一時帰国費用保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が死亡した場合
- ② 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が危篤となった場合
- ③ 保険期間中で、かつ、海外渡航期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等以内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

（2）（1）の緊急一時帰国とは、（1）①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、かつ入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。

（3）（2）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかが第三者による不法な支配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合には、その時から不法な支配または拘束から解放され帰国の行程につくことができる状態に復するまでに要した日数で、かつ、当会社が妥当と認める日数を限度として、（2）に規定する入国手続までの日数は延長されるものとします。

- ① 被保険者が緊急一時帰国のため乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関
- ② 被保険者が入場している施設（注）

（注）空港、港、駅等の施設を含みます。

- (4) (2)の規定にかかわらず、正当な理由があると認められる場合には、(2)に規定する入国手続までの日数または再び海外の住宅へ赴くまでの日数は、妥当と認められる日数を限度として、延長されるものとします。
- (5) (1) ①から③までに規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、それぞれに該当した時におけるものをいいます。ただし、(1) ①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をそれぞれに該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条（費用の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは次の①および②に掲げるものをいいます。

項目		費用の内容
①	航空運賃等交通費	被保険者の緊急一時帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の往復運賃
②	宿泊施設の客室料および諸雑費	ア. 緊急一時帰国の行程および緊急一時帰国した地における被保険者の宿泊施設（注1）の客室料 イ. 国際電話料等通信費、渡航手続費（注2）、緊急一時帰国した地における交通費等 ただし、アについて14日分を限度。また、アおよびイを合計して20万円を限度とします。

（注1）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

（注2）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①または②に掲げる事由のいずれかによって被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

① 保険契約者（注）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、緊急一時帰国費用保険金の支払の対象とします。

（注）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) ①または②の原因が海外渡航期間開始時または保険期間の開始時（注）のいずれか遅い時より前に生じていた場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

(3) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までのいずれかに該当した時（注）以前に帰国のため利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して緊急一時帰国した場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。

（注）第2条（1）①または②において、それぞれに該当したことの直接の原因が傷害または疾病である場合は、その傷害が発生した時または疾病が発病した時をいいます。この場合における発病の認定は、医師の診断によります。

第5条（保険金の支払）

- （１）当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、当会社が妥当と認めた部分についてのみ緊急一時帰国費用保険金を支払います。
- （２）この保険契約が継続契約である場合において、第2条（保険金を支払う場合）（１）①または②の原因がこの保険契約の保険期間の開始時より前に生じていたときは、当会社は、この保険契約の支払条件により計算された緊急一時帰国費用保険金の額と、原因が生じた時の保険契約の支払条件により計算された緊急一時帰国費用保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

第6条（他の給付等がある場合）

第5条（保険金の支払）の規定にかかわらず、次の①および②に掲げる金額がある場合は、その金額を控除して、緊急一時帰国費用保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額
- ② 保険契約者または被保険者が、他の給付制度等により給付を受けられる場合には、その給付を受けられる金額

第7条（当会社の支払限度額）

- （１）当会社が、この保険契約に基づいて支払うべき第3条（費用の範囲）の費用に対する緊急一時帰国費用保険金の額は、１回の緊急一時帰国につき、保険証券記載の緊急一時帰国費用保険金額をもって限度とします。
- （２）（１）の規定にかかわらず、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当したことにより複数回緊急一時帰国した場合には、当会社は、２回目以降の緊急一時帰国により発生した第3条（費用の範囲）の費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
- ① 被保険者の、同一の配偶者または同一の２親等以内の親族が、第2条（保険金を支払う場合）（１）①に該当したこと。
 - ② 被保険者の、同一の配偶者または同一の２親等以内の親族が、同一の原因により第2条（１）②に該当したこと。
 - ③ 被保険者の、同一の配偶者または同一の２親等以内の親族が、第2条（１）③と同一の場合に該当したこと。
- （３）２回目の緊急一時帰国が（２）②に該当したことによる場合において、その緊急一時帰国をした日からその日を含めて30日以内に死亡したときには、その緊急一時帰国については（２）の規定は適用しません。

第8条（保険責任の始期および終期）

- （１）この特約における当会社の保険責任は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）（１）の規定にかかわらず、海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時に始まり、海外渡航期間終了時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。
- （２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に次の①または②のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、緊急一時帰国費用保険金を支払いません。
- ① 保険事故が発生していた場合
 - ② 第2条（保険金を支払う場合）（１）①または②の原因（注）が発生していた場合

（注）第2条（１）①または②の直接の原因となった疾病の発病をいいます。この場合における発病の認定は、医師の診断によります。

第9条（事故の通知）

- （１）保険事故の発生により被保険者が緊急一時帰国した場合は、保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、緊急一時帰国した日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよび緊急一時帰国の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等および他の給付制度等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会

社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等または他の給付制度等から保険金、共済金または給付金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (3) 保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて緊急一時帰国費用保険金を支払います。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を緊急一時帰国費用保険金として支払います。

区分		支払額
①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の費用の額は、第3条（費用の範囲）に規定する費用の額から、第6条（他の給付等がある場合）に規定する金額を控除した額をいいます。

第11条（保険金の請求）

- (1) 緊急一時帰国費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者が、費用を負担した時から発生し、これを行行使できるものとします。
- (2) 被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が、緊急一時帰国費用保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑪までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

	第2条（保険金を支払う場合） (1)の事由	
	①②	③
① 保険金請求書	○	○
② 保険証券	○	○
③ 当会社の定める傷害（事故）状況報告書	○ (傷害の場合)	○
④ 公の機関（注1）の事故証明書	○ (傷害の場合)	○
⑤ 死亡診断書または死体検案書	○ (死亡の場合)	
⑥ 危篤となった日と危篤を証明する医師の診断書	○ (危篤の場合)	
⑦ 疾病が保険料領収日または保険責任期間開始日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書	○ (疾病の場合)	
⑧ 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等	○	
⑨ 被保険者の印鑑証明書	○	○
⑩ 第3条（費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○
⑪ 航空券等の利用日時が確認できる書類	○	○

⑫ 海外の住宅に再び赴くことを確認できる書類	○	○
⑬ 緊急一時帰国費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）	○	○
⑭ その他当会社が、普通保険約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。	○	○

（注1）やむを得ない場合には第三者とします。

（注2）緊急一時帰国費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第12条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者が、損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して緊急一時帰国費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

区分		移転する債権の限度額
①	当会社が費用の全額を緊急一時帰国費用保険金として支払った場合	保険契約者または被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	保険契約者または被保険者が取得した債権の額から、緊急一時帰国費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（この特約が付帯された保険契約における旅行行程の取扱い）

この特約が付帯された保険契約については、旅行行程は、被保険者が緊急一時帰国するために入国手続を完了してからその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く場合に、その出国手続を完了した時から再開するものとして、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第6条（告知義務）（3）③の規定中「保険事故が発生する前に」とあるのは「この特約の保険事故またはその原因が生じる前に」と読み替えて適用します。

第15条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第13条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加して適用します。

「

（3）（1）または（2）の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故により保険契約者または被保険者が負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者または緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者が負担した費用については適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険期間延長の追加保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

（1）当社は、この特約により、保険契約者からこの保険契約の保険期間の終期を延長する申出を受けた場合において、次の①または②のいずれかに該当したことにより保険期間の終期までに追加保険料を払い込むことが困難であると当社が認めたときは、その追加保険料の払込みを猶予します。この場合には、保険契約者は、払込期日（注）までに追加保険料を払い込むものとし

- ① 保険契約者が滞在する国または日本国の金融機関が休業または既に営業時間が終了していること。
- ② 保険契約者が滞在する地域に金融機関がないこと。

（注）当社が指定する期日をいいます。

（2）当社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払いを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限りま

（3）（1）の規定により追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの特約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第2条（保険契約解除の効力）

第1条（保険料の払込み）（2）の規定による解除の効力は、延長前の保険期間の終期に遡及してその効力を生じます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
か	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
く	クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。
ほ	保険料	この特約が付帯された保険契約に基づき当会社に支払うべき保険料または保険契約締結後の告知事項の訂正、通知事項の通知または契約条件の変更の承認請求等に伴い、当会社が請求する追加保険料をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- （１）当会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。
- （２）（１）にいう保険契約者とは、カード会社との間で締結した会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- （１）保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードにより支払う旨の申出があった場合は、当会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時をもって保険料の領収または払込みがあったものとみなします。
- （２）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。
- ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- （１）第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）（２）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- （２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において（１）の規定により、当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）（１）の規定を適用します。
- （３）保険契約者が（２）の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、保険契約者が支払いを怠った保険料が、保険契約締結後の告知事項の訂正、通知事項の通知または契約条件の変更の承認請求等に伴い、当会社が請求する追加保険料である場合は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を適用します。

第5条（保険料の返還の特則）

普通保険約款またはこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）（２）の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険料電子決済手段に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語		定義
て	電子決済手段	スマートフォン等の電子通信手段による決済手続きをいい、当会社の定める決済手段をいいます。
ほ	保険料	この特約が付帯された保険契約の締結時に支払うべき保険料または保険契約締結後の告知事項の訂正、通知事項の通知または契約条件の変更の承認請求等に伴い、当会社が請求する追加保険料をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当会社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、当会社の定める電子決済手段によって、保険料を払い込むことができるものとします。
- （2）（1）の規定により電子決済手段によって保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者がその電子決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の全額の決済手続きを完了したことが決済手続画面に表示された時に、決済手続きが完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

第3条（保険料の払込方法）（1）の規定により、保険契約者が電子決済手段によって保険料を払い込む場合、当会社は、決済手続きが完了した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に決済手続きが完了した場合は、保険期間の開始した時とします。

第5条（返還保険料の取扱い）

- （1）保険契約者が、電子決済手段により保険料を払い込む場合において、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還するときは、当会社は、第3条（保険料の払込方法）（2）に定める時に保険料を領収したものとみなして、保険契約者に対し金銭で保険料を返還します。
- （2）（1）の場合において、保険契約者が保険料の払い込みに電子マネー（注）を使用したときは、当会社は、その電子マネー（注）で保険料を返還することができるものとします。

（注）電子決済手段を提供する決済機関が独自に発行している支払いサービスで、スマートフォンのアプリ等の中に電子信号にした現金の情報を持たせたものをいいます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

書面省略（申込書）特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険申込者	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第3条（保険契約の申込み）

- （1）保険申込者は、当会社が定める機器等を利用して保険契約の申込みを行うものとします。
- （2）（1）の場合において、当会社は、保険申込者が保険契約の申込みを行う前に、契約情報を保険申込者に明示するものとします。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約が付帯される保険契約については、普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中、「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
は 払込期日	この特約が付帯された保険契約の締結日から保険期間が開始するまでの日のうち、この特約が付帯された保険契約の締結時に当会社が提示した保険料の払込期日をいいます。
ほ 保険料	この特約が付帯された保険契約の締結時に支払うべき保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合には、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

（1）当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①または②のいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

① 当会社所定の保険契約申込書に所要の事項を記入し、当会社または代理店に送付する方法

② インターネット等のネットワークを通すことによって保険契約申込みの意思を表示する方法

（2）（1）①の方法により保険契約申込書の送付を受けた場合、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引き受けを行うものについては、引受保険契約の内容を書面または電子メール等により保険契約者に通知するものとします。

（3）（1）②の方法により保険契約申込みの意思の表示を受けた場合、当会社は、契約引受けの可否を審査し、引き受けを行うものについては、電子メールおよびネットワークを通した情報端末の画面への表示により引受保険契約の内容を保険契約者に通知するものとします。

第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、第2条（保険契約の申込み）（1）①の場合には、当会社が通知した保険契約の内容に記載されたところに従い、同条（1）②の場合には、ネットワークを通した情報端末の画面等の表示に従い、次の①から⑦までのいずれかの手続により、この特約が付帯された保険契約に定められた保険料を払込期日までに、払い込まなければなりません。

① 振込

② 口座振替

③ 書留

④ クレジットカード払

⑤ コンビニエンスストア等における払込み

⑥ 携帯電話料金合算払

⑦ 当会社の定める電子決済手段による払込み

（2）保険契約者は、（1）①から⑦までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、保険料を払込期日までに、払い込むことができるものとします。

（3）保険契約者が、（1）または（2）の規定に従い保険料を払込期日までに払い込んだとき（注）以降、第4条（保険料不払による保険契約の解除）の規定およびこの保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前の保険事故に関する規定は適用されないものとします。

（注）保険契約者が、保険証券記載の保険期間の開始前に保険料を払い込んだときは、保険期間の開始したときとします。

（4）（1）から（3）の規定にかかわらず、この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約に払込期日に関して別の規定がある場合には、その規定に従うものとします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。